

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目	次	ページ
規 則		
○北海道規則の整備に関する規則……………	(法制文書課)	1
訓 令		
○北海道訓令の整備に関する訓令……………	(法制文書課)	31

規	則
北海道規則の整備に関する規則をここに公布する。 平成22年3月24日	北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第17号	
北海道規則の整備に関する規則	
目次	
第1章 総務部関係 (第1条―第22条)	
第2章 総合政策部関係 (第23条―第26条)	
第3章 環境生活部関係 (第27条―第42条)	
第4章 保健福祉部関係 (第43条―第91条)	
第5章 経済部関係 (第92条―第106条)	
第6章 農政部関係 (第107条―第127条)	
第7章 水産林務部関係 (第128条―第142条)	
第8章 建設部関係 (第143条―第165条)	
第9章 出納局関係 (第166条―第170条)	
第10章 公安委員会関係 (第171条)	
第11章 労働委員会関係 (第172条)	
附則	
第1章 総務部関係	
(北海道庁舎等管理規則の一部改正)	
第1条 北海道庁舎等管理規則(昭和41年北海道規則第86号)の一部を次のように改正する。	
第2条第1項第6号中「主たる」を「主な」に改める。	

第9条中「はいろう」を「入ろう」に改める。

第16条第1号中「はいる」を「入る」に改める。

第18条中「はいり」を「入り」に、「はいろう」を「入ろう」に、「はいった」を「入った」に改める。

第19条第1項第1号中「はいろう」を「入ろう」に、「はいった」を「入った」に改める。

別表中「別表」を「別表(第2条関係)」に改める。

別記第2号様式から別記第4号様式までの規定中「平成」を削る。
(北海道立道民活動センター条例施行規則の一部改正)

第2条 北海道立道民活動センター条例施行規則(平成3年北海道規則第90号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号イ中「前号ア(ア)、(イ)又は(ウ)」を「前号ア(ア)から(ウ)まで」に改め、同条第3号ア中「第1号ア、イ、ウ又はエ」を「第1号アからエまで」に改める。
(北海道聴聞規則の一部改正)

第3条 北海道聴聞規則(平成6年北海道規則第101号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「通知」を「通知され、」に改める。
(北海道行政組織規則の一部改正)

第4条 北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第10条の3循環型社会推進課の事項第8号中「胞衣」を「胞衣」に改める。

第292条中「つど」を「都度」に改める。
(北海道職員委員会規則の一部改正)

第5条 北海道職員委員会規則(昭和41年北海道規則第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第2条第3項中「つど」を「都度」に改める。

第6条中「はかつて」を「諮って」に改める。
(北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年北海道規則第163号)の一部を次のように改正する。

第2条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第4条第2項中「きく」を「聴く」に改める。

第8条第2項、第10条第2項及び第12条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第20条第5項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第21条第2項中「うえ」を「上」に改め、同条第3項中「すみやかに」を「速やかに」

に改める。

別記第2号様式（表）中「平成」を削り、同様式（裏）中「下」を「次」に改める。

（退職勧奨の記録に関する規則の一部改正）

第7条 退職勧奨の記録に関する規則（昭和61年北海道規則第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の4」を「第5条の5」に改める。

（北海道職員倫理規則の一部改正）

第8条 北海道職員倫理規則（平成12年北海道規則第158号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式末尾欄外注1の事項中「あっては、」を「あっては」に改める。

（北海道立文書館管理規則の一部改正）

第9条 北海道立文書館管理規則（昭和60年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第3号及び別記第3号様式中「インターネット・ホームページ」を「ホームページ」に改める。

（知事が保有する個人情報の保護に関する規則及び北海道情報公開条例の施行に関する規則の一部改正）

第10条 次に掲げる規則の規定中「閲覧や」を「閲覧若しくは」に改める。

(1) 知事が保有する個人情報の保護に関する規則（平成6年北海道規則第97号）別記第2号様式末尾欄外注4の事項

(2) 北海道情報公開条例の施行に関する規則（平成10年北海道規則第44号）別記第1号様式末尾欄外注2の事項

（北海道恩給証書式規則の一部改正）

第11条 北海道恩給証書式規則（昭和26年北海道規則第106号）の一部を次のように改正する。

本則中「恩給法」の次に「（大正12年法律第48号）」を加え、「並びに」を「及び」に改め、「北海道恩給条例」の次に「（大正12年北海道庁令第174号）」を加える。

別記第1号書式中「平成」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記第2号書式から別記第10号書式までの規定中「平成」を削る。

（北海道恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部改正）

第12条 北海道恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則（昭和32年北海道規則第107号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」

に改める。

第2条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附則第4項中「つど」を「都度」に改める。

附則第7項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までの規定中「平成」を削り、「殿」を「様」に改める。

（北海道居住施設管理規則の一部改正）

第13条 北海道居住施設管理規則（昭和39年北海道規則第111号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第12条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第25条（見出しを含む。）中「たる」を「である」に改める。

別記第2号様式及び別記第4号様式中「平成」を削る。

（財政状況の公表に関する条例施行規則の一部改正）

第14条 財政状況の公表に関する条例施行規則（昭和23年北海道規則第26号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（閲覧の場所）」を付す。

第2条に見出しとして「（閲覧の請求）」を付し、同条中「公表された」を「、公表された」に、「これを閲覧せしめる」を「閲覧させる」に改める。

第3条に見出しとして「（財政状況の送付）」を付し、同条中「前条の管理者に対し閲覧に供する」を「、支庁長に閲覧の用に供するため」に、「予め送付し置く」を「あらかじめ送付しておく」に改める。

第4条に見出しとして「（閲覧請求の申告）」を付し、同条第1項中「請求せん」を「請求しよう」に、「第1条に定める場所に至り」を「、第1条に規定する場所において」に改め、同条第2項中「口頭でこれを」を「、口頭で」に改め、同条第3項中「第1条に定める当該庁の所定執務時間内でなければ」を「、第1条に規定する閲覧の場所の執務時間内に行わなければ」に改める。

第5条に見出しとして「（天災等の場合の再送）」を付し、同条中「その管理者」を「、その管理者」に改める。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税徴収事務委任規則の一部改正）

第15条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税徴収事務委任規則（昭和27年北海道規則第143号）の一部を次のように改正する。

本則中「合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例」を「合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条

例」に改める。

(北海道税条例施行規則の一部改正)

第16条 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第58条の7第3項第7号中「、精神障害者福祉工場及び精神障害者地域生活支援センター」を「及び精神障害者福祉工場」に改める。

第59条の2第1項中「第144条の8の3第1項」を「第144条の8第1項」に改める。

第67条の11中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附則第2項中「定」を「定め」に改める。

別記第11号様式末尾欄外備考中「つど」を「都度」に改める。

別記第35号様式の11中「締結しておりました」を「締結していた」に改める。

別記第49号様式の5その2中「平成」を削り、同様式その3中「明・大・昭」を削り、

事務所又は事業所の所在地・名称	所在地	(Tel. —)
	名 称	
加入している納税貯蓄組合	納税貯蓄組合	

を

事務所又は事業所の所在地・名称	所在地	(Tel. —)
	名 称	

に改める。

別記第51号様式その2中

住宅、店舗、旅館、料亭、工場、倉庫、浴場、病院、事務所、銀行、劇場、アパート、寄宿舎、車庫、物置	床面積 建 延	m ² m ²
--	------------	----------------------------------

を

住宅、店舗、旅館、料亭、工場、倉庫、浴場、病院、事務所、銀行、劇場、アパート、寄宿舎、車庫、物置	建床面積 延べ床面積	m ² m ²
--	---------------	----------------------------------

に改める。

別記第61号様式の2中「平成」、「昭平」及び「明・大・昭・平」を削る。

(駐留軍及び自衛隊施設対策委員会条例施行規則の一部改正)

第17条 駐留軍及び自衛隊施設対策委員会条例施行規則（昭和30年北海道規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第5条中「はかるため」を「図るため、」に改める。

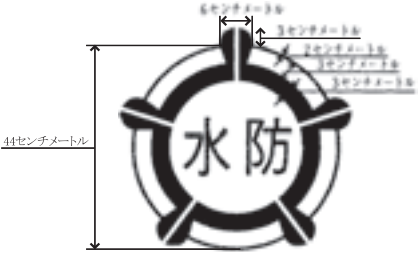
(北海道水防標識及び信号等に関する規則の一部改正)

第18条 北海道水防標識及び信号等に関する規則（昭和26年北海道規則第118号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第1条関係）



注1 水防の字は赤とする。

2 外枠は黒、地は白とする。

(北海道消防表彰規則の一部改正)

第19条 北海道消防表彰規則（昭和26年北海道規則第174号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「別表第3」を「第6条第2項」に、「等級」を「障害等級」に改める。

第2条の3第4項中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表第2中「障害の等級」を「障害等級」に、「別表第3」を「第6条第2項」に、「第6条第2項から第6項まで」を「第6条第5項から第8項まで」に、「第3項第1号」を「第6項第1号」に改める。

(危険物の規制に関する規則の一部改正)

第20条 危険物の規制に関する規則（昭和34年北海道規則第150号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第7条中「第16条の4」を「第16条の5第1項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に、「第4条第4項」を「第4条第2項」に改める。

別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までの規定中「平成」を削る。

別記第 4 号様式中「平成」を削り、同様式末尾欄外備考中「は記入の要が」を「が記入する必要は」に改める。

別記第 5 号様式を次のように改める。

別記第 5 号様式（第 7 条関係）

（表）

←----- 8.5センチメートル ----->

第 号	立 入 検 査 証
写 真	職
印	氏名
消防法第16条の5第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明します。 年 月 日 北海道知事 印	

トータル 6センチメートル

（裏）

消防法抜粋

第 4 条 （略）

2 消防職員は、前項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、市町村長の定める証票を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。

第16条の5 市町村長等は、第16条の3の2第1項及び第2項に定めるもののほか、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所（以下この項において「貯蔵所等」という。）の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させることができる。

2 （略）

3 第 4 条第 2 項から第 4 項までの規定は、前 2 項の場合にこれを準用する。

第44条 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

(1) （略）

(2) 第 4 条第 1 項、第16条の3の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第16条の5第1項若しくは第34条第1項（第35条の3第2項又は第35条の3の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提出若しくは報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
(3)～(22) （略）

（北海道消防学校学則の一部改正）

第21条 北海道消防学校学則（昭和49年北海道規則第100号）の一部を次のように改正する。
別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までの規定中「平成」を削る。

（北海道消防ポンプ性能試験規則の廃止）

第22条 北海道消防ポンプ性能試験規則（昭和28年北海道規則第80号）は、廃止する。

第 2 章 総合政策部関係

（北海道総合開発委員会条例施行規則の一部改正）

第23条 北海道総合開発委員会条例施行規則（昭和28年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに」を「及び」に、「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第 6 条中「はかつて」を「諮って」に改める。

（北海道運輸交通審議会条例施行規則の一部改正）

第24条 北海道運輸交通審議会条例施行規則（昭和47年北海道規則第95号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「はかつて」を「諮って」に改める。

（北海道市町村振興基金条例施行規則の一部改正）

第25条 北海道市町村振興基金条例施行規則（昭和44年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式、別記第 2 号様式、別記第 4 号様式及び別記第 5 号様式中「北海道知事氏 名 様」を「北海道知事 様」に改める。

別記第 6 号様式中「平成」を削り、「北海道知事 氏 名 様」を「北海道知事 様」に改める。

別記第 7 号様式及び別記第 8 号様式中「北海道知事 氏 名 様」を「北海道知事 様」に改める。

（北海道専門委員設置規則の廃止）

第26条 北海道専門委員設置規則（昭和54年北海道規則第79号）は、廃止する。

第 3 章 環境生活部関係

（北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の一部改正）

第27条 北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則（昭和57年北海道規則第97号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「合わせて」を「併せて」に改める。 (北海道環境影響評価条例施行規則の一部改正) 第28条 北海道環境影響評価条例施行規則(平成11年北海道規則第7号)の一部を次のように改正する。 第54条中「同条第2号中「対象事業に」を「同条第1号中「対象事業に」に、「同条第3号」を「同条第2号」に改める。 別表第1の1の項ア中「第7条の14第1項」を「第12条第1項」に改める。 (北海道公害紛争処理条例施行規則の一部改正) 第29条 北海道公害紛争処理条例施行規則(昭和45年北海道規則第111号)の一部を次のように改正する。 第3条中「はかつて」を「諮って」に改める。 (北海道公害防止条例施行規則の一部改正) 第30条 北海道公害防止条例施行規則(昭和47年北海道規則第72号)の一部を次のように改正する。 第13条第1項及び第3項、第18条第1項及び第3項並びに第25条第1項及び第3項中「の各号」を削る。 第26条第1項中「の各号」を削り、同条第2項中「そこなう」を「損なう」に改める。 第27条中「の各号」を削る。 別表第3の1の項中「(平成元年法律第80号)」を「(昭和23年法律第140号)」に改める。 別記第1号様式別紙1末尾欄外備考2の事項中「あたって」を「当たって」に改める。 別記第5号様式中「平成」を削る。 (北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正) 第31条 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年北海道規則第71号)の一部を次のように改正する。 別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式から別記第8号様式までの規定中「平成」を削る。 別記第9号様式中「平成」を削り、「名称」を「、名称」に改める。 別記第10号様式及び別記第11号様式中「平成」を削る。 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正) 第32条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(昭和56年北海道規則第38号)の一部を次のように改正する。 別記第3号様式末尾欄外注1(2)の事項中「ただし」を「ただし、」に、「あつては」を「あつては、」に改める。 (墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)	第33条 墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和59年北海道規則第100号)の一部を次のように改正する。 第13条中「直接」を「、直接」に改める。 別記第6号様式中「平成」を削る。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正) 第34条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成6年北海道規則第20号)の一部を次のように改正する。 第2条の見出し及び同条第1項から第4項までの規定中「書換交付」を「書換え交付」に改め、同条第5項中「一般廃棄物処理施設設置許可証書換交付申請書」を「一般廃棄物処理施設設置許可証書換え交付申請書」に、「書換交付を」を「書換え交付を」に改める。 第6条の見出し及び同条第1項中「書換交付」を「書換え交付」に改め、同条第2項中「再生利用業指定証書換交付申請書」を「再生利用業指定証書換え交付申請書」に、「書換交付を」を「書換え交付を」に改める。 第9条の見出し及び同条第1項中「書換交付」を「書換え交付」に改め、同条第2項中「産業廃棄物処理業等許可証書換交付申請書」を「産業廃棄物処理業等許可証書換え交付申請書」に、「書換交付を」を「書換え交付を」に改める。 第13条の見出し及び同条第1項から第4項までの規定中「書換交付」を「書換え交付」に改め、同条第5項中「産業廃棄物処理施設設置許可証書換交付申請書」を「産業廃棄物処理施設設置許可証書換え交付申請書」に、「書換交付を」を「書換え交付を」に改める。 第18条の見出し及び同条第1項中「書換交付」を「書換え交付」に改め、同条第2項中「廃棄物再生事業者登録証明書書換交付申請書」を「廃棄物再生事業者登録証明書書換え交付申請書」に、「書換交付を」を「書換え交付を」に改める。 別表備考中「の別表第8」を「別表第1各項」に、「をそれぞれ同表」を「ごとに対応する当該各項」に、「基準値を超えて含む」を「基準に適合しない」に改める。 別記第3号様式中「一般(産業)廃棄物処理施設設置許可証書換交付申請書」を「一般(産業)廃棄物処理施設設置許可証書換え交付申請書」に、「書換交付を」を「書換え交付を」に、「書換交付申請の」を「書換え交付申請の」に改める。 別記第14号様式(第4面)中「者となる者」を「者となるもの」に改める。 別記第21号様式中「再生利用業指定証書換交付申請書」を「再生利用業指定証書換え交付申請書」に、「書換交付を」を「書換え交付を」に、「書換交付申請理由」を「書換え交付申請理由」に改める。 別記第23号様式中「産業廃棄物処理業等許可証書換交付申請書」を「産業廃棄物処理業等許可証書換え交付申請書」に、「書換交付を」を「書換え交付を」に、「書換交付申請理由」を「書換え交付申請理由」に改める。 別記第31号様式中「廃棄物再生事業者登録証明書書換交付申請書」を「廃棄物再生事業
--	---

者登録証明書書換え交付申請書」に、「書換交付を」を「書換え交付を」に、「書換交付申請理由」を「書換え交付申請理由」に改める。

別記第34号様式中「こと」を「こと。」に改める。

別記第35号様式（裏）末尾欄外備考1の事項中「t又はm³」を「、トン又は立方メートル」に改め、同様式（別紙）中「年度末」を「、年度末」に改める。

別記第36号様式末尾欄外備考1の事項中「t又はm³」を「、トン又は立方メートル」に改める。

（北海道立自然公園条例施行規則の一部改正）

第35条 北海道立自然公園条例施行規則（昭和33年北海道規則第74号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「たる地位」を「の地位」に、「たる事業」を「である事業」に改め、同条第4項中「たる地位」を「の地位」に改める。

第10条第1項第5号及び第6号中「たる」を「の」に改める。

第13条第1項中「たる」を「である」に改める。

第18条第7項第2号ウ中「法面」を「法^{のり}面」に改める。

第35条第7号及び第13号中「法^{のり}」を「法」に改める。

第43条中「主たる」を「主な」に改める。

別記第1号様式末尾欄外注2の事項中「(7)から」を「、(7)から」に改め、同注5の事項中「起終点」を「、起終点」に改め、同注9(2)及び(3)の事項中「進捗状況」を「進ちよく状況」に改める。

別記第2号様式末尾欄外注3の事項中「進捗状況」を「進ちよく状況」に改める。

別記第3号様式中「その法令名」を「、その法令名」に改める。

別記第5号様式末尾欄外注6(3)及び(4)の事項並びに別記第6号様式末尾欄外注4の事項中「進捗状況」を「進ちよく状況」に改める。

別記第7号様式中「たる地位」を「の地位」に改め、同様式末尾欄外注5の事項中「進捗状況」を「進ちよく状況」に改める。

別記第12号様式から別記第14号様式までの規定中「たる地位」を「の地位」に改める。

別記第15号様式その1からその6までの規定中「進捗状況」を「進ちよく状況」に改め、同様式その7末尾欄外注6の事項中「進捗状況」を「進ちよく状況」に改め、同様式その8からその10までの規定中「進捗状況」を「進ちよく状況」に改め、同様式その11末尾欄外注6の事項中「進捗状況」を「進ちよく状況」に改め、同様式その12末尾欄外注5の事項中「進^{ちよく}捗状況」を「進ちよく状況」に改め、同様式その13末尾欄外注7の事項中「進捗状況」を「進ちよく状況」に改める。

（北海道野幌森林公園記念施設地区管理規則の一部改正）

第36条 北海道野幌森林公園記念施設地区管理規則（昭和46年北海道規則第97号）の一部を

次のように改正する。

第2条中「たる」を「である」に改める。

別記第2号様式中「平成」を削る。

（北海道自然環境等保全条例施行規則の一部改正）

第37条 北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和49年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号エ及びオ、第2号エ及びオ並びに第3号エ及びオ中「ア、イ又はウ」を「アからウまで」に改める。

第19条第1号エ中「同条第2号ア、イ、ウ、サ若しくはシ」を「同条第2号アからウまで、サ若しくはシ」に改める。

第52条中「主たる」を「主な」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附則別記様式を削る。

別表3の項(7)中「あたって」を「当たって」に改める。

別記第2号様式から別記第8号様式までの規定中「平成」を削る。

（北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第38条 北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び附則別記様式を削る。

（北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正）

第39条 北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「あつては」を「あつては、」に改め、同条第5号ウ中「同条第2号ア、イ、ウ、サ若しくはシ」を「同条第2号アからウまで、サ若しくはシ」に改め、同号セ中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改め、同号ソ中「第86条第3項」を「第141条第3項」に改め、同号ヌ中「電源開発促進法（昭和27年法律第283号）第5条に規定する電源開発等」を「水力、火力若しくは原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良若しくはこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良若しくは送電変電施設の整備」に改める。

第19条第1号ア中「給餌台」を「給餌台」に改め、同号キ中「同条第2号ア、イ、ウ、サ若しくはシ」を「同条第2号アからウまで、サ若しくはシ」に改め、同号ナ中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改め、同号ニ中「第86条第3項」を「第141条第3項」に改め、同条第3号キ中「あつては」を「あつては、」に改め、同条第7号カ中「屎尿浄化槽」を「屎尿浄化槽」に改める。

第24条第1号イ(7)中「あつては」を「あつては、」に改め、同号ウ中「同条第2号イ、

ロ、ハ、ル若しくはヲ」を「同条第2号イからハまで、ル若しくはヲ」に改め、同条第2号オ中「あつては」を「あつては、」に改め、同条第3号オ中「あつては」を「あつては、」に、「法^{のり}」を「法」に改め、同条第4号中「あつては」を「あつては、」に改める。 第31条第3項中「この」を削り、「たるに」を「として」に改める。 第33条第1項第3号ア中「火山麓」を「火山麓^{ろく}」に改める。 第34条中「あるのは」を「あるのは、」に改める。 別記第8号様式(表)及び別記第9号様式(表)中「である」を「であることを証明します」に改める。 別記第10号様式(表)中「である」を「であることを証明します」に改め、同様式(裏)中「この条例」を「条例」に、「たるに」を「として」に改める。 (消費生活協同組合法施行細則の一部改正) 第40条 消費生活協同組合法施行細則(昭和23年北海道規則第102号)の一部を次のように改正する。 別記第4号様式中「たる」を「である」に改める。 (特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正) 第41条 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年北海道規則第140号)の一部を次のように改正する。 別記第3号様式末尾欄外(備考)1の事項を次のように改める。 1 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所(又は居所)の異動、改姓又は改名の別を記載すること。 また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。 なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すること。 別記第3号様式末尾欄外(備考)5の事項中「以下」を「次」に改める。 別記第4号様式末尾欄外(備考)3の事項中「以下」を「次」に改める。 (北海道消費生活協同組合資金貸付規則の廃止) 第42条 北海道消費生活協同組合資金貸付規則(昭和32年北海道規則第59号)は、廃止する。 第4章 保健福祉部関係 (災害救助法施行細則の一部改正) 第43条 災害救助法施行細則(昭和31年北海道規則第142号)の一部を次のように改正する。 第1条中「定が」を「定めが」に改める。 第6条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。 第9条第2項中「訂正又はまっ消する」を「訂正し、又は抹消する」に改める。 第11条第2項中「まっ消する」を「抹消する」に改める。 第13条中「引渡」を「引渡し」に改める。 第16条第2号中「さけられない」を「避けられない」に改める。	第26条第1項中「うる」を「得る」に改める。 第31条第1項中「みずから」を「自ら」に改める。 第33条の2第1項中「行くえ不明」を「行方不明」に改める。 第33条の4第1項中「みずから」を「自ら」に改める。 第36条第4項中「たる」を「である」に改める。 別記第9号様式中「平成」を削る。 別記第10号様式中「下記1」を「次の1」に、「下記2」を「次の2」に改める。 (社会福祉法施行細則の一部改正) 第44条 社会福祉法施行細則(昭和28年北海道規則第154号)の一部を次のように改める。 第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「、以下」を「。以下」に改める。 (保健師助産師看護師法施行細則の一部改正) 第45条 保健師助産師看護師法施行細則(昭和28年北海道規則第41号)の一部を次のように改正する。 別記第2号様式中「。(」を「(」に、「日)」を「日)。」に改める。 別記第8号様式(表)中「分娩^{べん}予定日」を「分^{べん}べん予定日」に、「妊娠^{べん}分娩^{べん}異常」を「妊娠^{べん}分^{べん}べん異常」に、「既往^{べん}分娩」を「既往^{べん}分^{べん}」に、「最終^{べん}分娩^{べん}児」を「最終^{べん}分^{べん}べん児」に、「既往^{べん}妊娠^{べん}分娩^{べん}じょく」を「既往^{べん}妊娠^{べん}分^{べん}べん産^{べん}じょく」に改め、同様式(裏)中「◎^{べん}分娩」を「◎^{べん}分^{べん}」に、「分^{べん}娩場所」を「分^{べん}べん場所」に、「分^{べん}娩経過」を「分^{べん}べん経過」に、「血性^{べん}分娩」を「血性^{べん}分^{べん}」に、「胎児^{べん}娩出」を「胎児^{べん}べん出」に、 に、「後^{べん}産^{べん}娩出」を「後^{べん}産^{べん}べん出」に、「分^{べん}娩中」を「分^{べん}べん中」に、「^{「分^{べん}娩^{べん}異常」を「分^{べん}べん異常」} 改める。 (北海道巡回診療条例施行規則の一部改正) 第46条 北海道巡回診療条例施行規則(昭和36年北海道規則第97号)の一部を次のように改正する。 第1条中「もより」を「最寄り」に改める。 (北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部改正) 第47条 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則(昭和37年北海道規則第52号)の一部を次のように改正する。 第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。 第6条第3号中「失^そう」を「失^そ踪」に改める。 (北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部改正) 第48条 北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則(昭和38年北海道規則第143号)の
---	--

一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第6条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

（栄養士法施行細則の一部改正）

第49条 栄養士法施行細則（昭和23年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「。（）」を「（）」に、「確定年月日）」を「確定年月日）。」に、「及び年月日）」を「及び年月日）。」に改める。

別記第2号様式末尾欄外備考⁽¹⁾中「たる」を「である」に改める。

（公衆浴場法施行細則の一部改正）

第50条 公衆浴場法施行細則（昭和23年北海道規則第118号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第5号中「蒸しぼろ」を「蒸し風呂」に改める。

別記第1号様式中「保健所長 様」を「保健所長 様」に改め、同様式末尾欄外注2の事項中「、6、7、8及び9」を「及び6から9まで」に改める。

別記第2号様式、別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第6号様式中「平成」を削る。

（旅館業法施行細則の一部改正）

第51条 旅館業法施行細則（昭和23年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「平成」を削り、「二人」を「2人」に改める。

（温泉法施行細則の一部改正）

第52条 温泉法施行細則（昭和23年北海道規則第156号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第7号を次のように改める。

（7）死亡し、又は失踪したとき（法人にあっては、解散したとき。）。

（食品衛生法施行細則の一部改正）

第53条 食品衛生法施行細則（昭和24年北海道規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記第10号様式末尾欄外備考6の事項中「その業務」を「、その業務」に改める。

（食品の製造販売商等衛生条例施行規則の一部改正）

第54条 食品の製造販売商等衛生条例施行規則（昭和29年北海道規則第122号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し及び同条第2項中「書替」を「書替え」に改める。

別記第7号様式その2中「平成」を削る。

（歯科技工士法施行細則の一部改正）

第55条 歯科技工士法施行細則（昭和31年北海道規則第113号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「平成」を削る。

別記第5号様式中「なお」を削る。

（調理師法施行細則の一部改正）

第56条 調理師法施行細則（昭和34年北海道規則第88号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「書換交付」を「書換え交付」に改める。

第6条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記第2号様式及び別記第4号様式中「平成」を削る。

別記第7号様式注2の事項中「失踪宣告」を「失踪宣告」に改める。

（製菓衛生師法施行細則の一部改正）

第57条 製菓衛生師法施行細則（昭和42年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「つど」を「都度」に、「受験手続き」を「受験手続」に改める。

別記第2号様式及び別記第4号様式中「平成」を削る。

別記第6号様式中「失そうの場合」を「失踪の場合」に、「失そうの宣言」を「失踪の宣言」に改める。

別記第7号様式中「又は」を「、又は」に改める。

（狂犬病予防法施行細則の一部改正）

第58条 狂犬病予防法施行細則（昭和45年北海道規則第32号）の一部を次のように改正する。

第9条中「一せい検診」を「一斉検診」に改める。

別記第1号様式中「こと」を「こと。」に改める。

（興行場法施行細則の一部改正）

第59条 興行場法施行細則（昭和59年北海道規則第102号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「平成」を削る。

別記第4号様式中「平成」を削り、同様式末尾欄外注2の事項中「二人」を「2人」に改める。

（北海道立衛生研究所条例施行規則の一部改正）

第60条 北海道立衛生研究所条例施行規則（昭和63年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式末尾欄外摘要欄記載上の注意2の事項中「掘さく」を「掘削」に改める。

（覚せい剤取締法施行細則の一部改正）

第61条 覚せい剤取締法施行細則（昭和26年北海道規則第181号）の一部を次のように改正する。

第3条中「あらためて」を「改めて」に改める。

（大麻取締法施行細則の一部改正）

第62条 大麻取締法施行細則（昭和28年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、以下」を「。以下」に改める。

（麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正）

第63条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和28年北海道規則第124号）の一部を次のよ

うに改正する。

別記第10号様式中「平成」を削る。

別記第12号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、
「明治
大正
昭和
平成」を削る。

（毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正）

第64条 毒物及び劇物取締法施行細則（昭和31年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第2項第2号中「もの。」を「もの」に改める。

第7条の5第1項第2号エ中「くん燃作業（りん燐化水素）を「くん燃作業（りん燐化水素）に改める。

第7条の6中「当該」を「、当該」に改める。

第12条の2第1項中「よごし」を「汚し」に改める。

別記第6号様式の2中「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

（薬剤師法施行細則の一部改正）

第65条 薬剤師法施行細則（昭和36年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第1項」を「第6条第1項」に改める。

（北海道地方薬事審議会条例施行規則の一部改正）

第66条 北海道地方薬事審議会条例施行規則（昭和37年北海道規則第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第6条中「つど」を「都度」に改める。

第9条第4項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第11条中「はかつて」を「諮って」に改める。

（臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部改正）

第67条 臨床検査技師等に関する法律施行細則（昭和46年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式末尾欄外注意事項1及び2の事項中「あつては」を「あつては、」に改め、同様式別紙末尾欄外注意事項1及び2の事項中「m」を「メートル」に改める。

（医療法施行細則の一部改正）

第68条 医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第1条第1項」を「第1条の14第1項」に改める。

第2条の2中「第1条第5項」を「第1条の14第5項」に改める。

第7条第2項中「届出済」を「届出済み」に改める。

別記第1号様式中「主たる給水室名」を「主な給水室名」に改め、同様式末尾欄外備考4(3)の事項中「暗きよ」を「きよ暗渠」に改め、同備考4(7)の事項中「排水管きよ溝」を「排水渠溝」に改める。

別記第4号様式末尾欄外備考(9)の事項及び別記第5号様式中「分娩」を「分べん」に改める。

別記第6号様式中「主たる」を「主な」に改める。

別記第7号様式中「を開設、」を「を開設し、」に、「分娩」を「分べん」に改める。

別記第17号様式中「しゅん功年月日」を「しゅん工年月日」に改める。

別記第19号様式別紙1末尾欄外注意事項3の事項並びに別記第20号様式別紙その1末尾欄外注意事項2及び3の事項、同別紙その2末尾欄外注意事項2及び3の事項、同別紙その3末尾欄外注意事項2及び3の事項、同別紙その4末尾欄外注意事項2及び3の事項並びに同別紙その5末尾欄外注意事項6の事項中「m」を「メートル」に改める。

別記第25号様式別紙末尾欄外注意事項1の事項中「全て」を「すべて」に改める。

別記第42号様式末尾欄外注の事項中「わかりやすく」を「分かりやすく」に改める。

（生活保護法施行細則の一部改正）

第69条 生活保護法施行細則（昭和28年北海道規則第104号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改める。

第3条第2項第1号中「受付簿」を「面接受付簿」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

面 接 記 録 票

		整理番号	
面接年月日	年 月 日	面接者	
要 保 護 者	氏 名	(歳)	住 所
	世帯構成		電話番号
来 訪 者	氏 名		住 所
	対象者との関係		電話番号
相 談 回 数	初回 ・ () 回目 (前回来所年月日 年 月 日)		
保護歴の有無	無 ・ 有 (年 月 日 ~ 年 月 日)		
来 訪 目 的 (相談内容)			

来訪者への 助言内容		
急迫状態 の判断	預貯金・現金等の保有状況	
	ライフラインの停止・滞納状況	
	国民健康保険等の滞納状況	
制度の説明	実施（保護のしおり等：配布・未配布）・未実施	
申請意思	有・無	
面接結果	申請受理	
	相談のみ （理由）	
供覧・決裁		

別記第5号様式中「、第13条」を削る。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式（第3条関係）

面接受付簿

整理 番号	面接月日	来訪者氏名	要保護者氏名	来訪目的 （相談内容）	相談結果等

別記第16号様式中「当支庁」を「当保健福祉事務所」に改める。

別記第17号様式（別添2）中「貴支庁」を「貴保健福祉事務所」に改める。

別記第35号様式から別記第39号様式までを次のように改める。

別記第35号様式から別記第39号様式まで 削除

別記第43号様式、別記第49号様式、別記第55号様式及び別記第56号様式中「平成」を削る。

（民生委員法施行細則の一部改正）

第70条 民生委員法施行細則（昭和28年北海道規則第196号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、以下」を「。以下」に改める。

第3条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第5条中「あつては」を「あつては、」に改める。

（行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部改正）

第71条 行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則（昭和34年北海道規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第2項中「よりがたい」を「より難しい」に改める。

別表中「取扱」を「取扱い」に改める。

別記第1号様式中「平成」を削り、「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

（北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

第72条 北海道社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則（平成5年北海道規則第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号及び第2号中「主たる」を「主な」に改める。

別記第3号様式、別記第6号様式、別記第11号様式及び別記第13号様式から別記第16号様式までの規定中「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

（北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正）

第73条 北海道福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年北海道規則第144号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項4の事項中「内法^{のり}」を「内法」に改め、同項7の事項中「内法^{のり}」を「内法」に、「勾配^{こうはい}」を「勾配」に改め、同項9の事項、10の事項、15の事項及び18の事項並びに同表の2の項1の事項中「内法^{のり}」を「内法」に改め、同表の3の項1の事項中「勾配^{こうはい}」を「勾配」に改める。

別記第1号様式その1末尾欄外備考3の事項中「※印欄は」を「※印欄は、」に改める。

（老人福祉法施行細則の一部改正）

第74条 老人福祉法施行細則（昭和38年北海道規則第152号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「又は有料老人ホームの休止若しくは廃止」を削り、同条に次の1項を加える。

3 法第29条第3項の規定による有料老人ホームの廃止又は休止の届出は、別記第22号様式の2によってしなければならない。

別記第4号様式中「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に、「第1条の10第2項」を「第1条の14第2項」に改める。

別記第5号様式中「第1条の10第2項」を「第1条の14第2項」に改める。

別記第6号様式中「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

別記第7号様式末尾欄外注の事項中「第2条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

別記第9号様式中「平成」を削り、「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

別記第14号様式中「平成」を削る。

別記第22号様式を次のように改める。

別記第22号様式（第19条関係）

有料老人ホーム事業変更届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所

氏 名

㊞

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

老人福祉法第29条第2項の規定により、次のとおり有料老人ホーム事業を変更したので届け出ます。

変更した施設の 名称		設置者の 氏名又は 名称		施 設 所在地	
設置者の住所又 は事務所所在地			変更年月日		
変 更 し た 事 項	変 更 前		変 更 後		
変 更 の 事 由					
備 考					

別記第22号様式の次に次の1様式を加える。

別記第22号様式の2（第19条関係）

有料老人ホーム事業廃止（休止）届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所

氏 名

㊞

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

老人福祉法第29条第3項の規定により、次のとおり有料老人ホーム事業を廃止（休止）するので届け出ます。

廃止（休止）する施設の名称	設置者の氏名又は名称		施設所在地	
設置者の住所又は事務所所在地		廃止（休止）年月日		
廃止（休止）の事由				
入居者に対する措置				
備考				

（北海道介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部改正）

第75条 北海道介護保険財政安定化基金条例施行規則（平成12年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。

別記第10号様式末尾欄外備考1の事項を次のように改める。

備考1 (1)及び(2)を記入すること。ただし、計画期間の1年度目又は2年度目に財政安定化基金から貸付けを受けていない市町村は、(1)及び(3)を記入すること。

（北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部改正）

第76条 北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則（昭和27年北海道規則第222号）の一部を次のように改正する。

第5条中「参しゃく」を「参酌」に改める。

（北海道精神障害者措置入院費徴収等規則の一部改正）

第77条 北海道精神障害者措置入院費徴収等規則（昭和34年北海道規則第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「平成」を削る。

（身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第78条 身体障害者福祉法施行細則（昭和34年北海道規則第83号）の一部を次のように改正する。

第23条から第26条までを削る。

第27条中「別記第28号様式」を「別記第23号様式」に改め、同条を第23条とする。

別記第9号様式中「主たる」を「主な」に改める。

別記第23号様式から別記第27号様式までを削る。

別記第28号様式中「（第27条関係）」を「（第23条関係）」に、「主な」を「、主な」に改め、同様式を別記第23号様式とする。

（知的障害者福祉法施行細則の一部改正）

第79条 知的障害者福祉法施行細則（昭和37年北海道規則第73号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第8条を削る。

別記第4号様式（表）中「平成」を削る。

別記第5号様式から別記第7号様式までを削る。

（北海道立精神保健福祉センター条例施行規則及び北海道立緑ヶ丘病院附属音更りハビリテーションセンター通入所規則の一部改正）

第80条 次に掲げる規則の規定中「平成」を削る。

（1）北海道立精神保健福祉センター条例施行規則（昭和43年北海道規則第31号）別記様式

（2）北海道立緑ヶ丘病院附属音更りハビリテーションセンター通入所規則（昭和59年北海道規則第85号）別記第1号様式から別記第4号様式までの規定

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正）

第81条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の2中「精神科又は神経科受診歴等」を「精神科受診歴等」に改め、同様式末尾欄外記載上の留意事項中10の事項を11の事項とし、4の事項から9の事項までを1事項ずつ繰り下げ、3の事項の次に次の1事項を加える。

4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含めること。

別記第1号様式の3及び別記第2号様式中「北海道知事様」を「北海道知事様」に改める。

別記第4号様式中「精神科又は神経科受診歴等」を「精神科受診歴等」に改め、同様式末尾欄外記載上の留意事項中7の事項を8の事項とし、2の事項から6の事項までを1事項ずつ繰り下げ、1の事項の次に次の1事項を加える。

2 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等

に含めること。

別記第4号様式の2中「精神科又は神経科受診歴等」を「精神科受診歴等」に改め、同様式末尾欄外備考を次のように改める。

備考1 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含めてください。

2 精神保健指定医氏名欄に自署した場合は、押印を省略できます。

別記第4号様式の5及び別記第4号様式の6中「明治
大正
昭和
平成」を削る。

別記第6号様式中「北海道知事様」を「北海道知事様」に

「明
大
昭
平」を削る。

別記第7号様式の2中「明治
大正
昭和
平成」を削る。

別記第17号様式中「精神科又は神経科受診歴等」を「精神科受診歴等」に改め、同様式末尾欄外記載上の留意事項2の事項を次のように改める。

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（第33条第2項の規定又は特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条第2項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。）。
なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

別記第17号様式末尾欄外記載上の留意事項中11の事項を12の事項とし、4の事項から10の事項までを1事項ずつ繰り下げ、3の事項の次に次の1事項を加える。

4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含めること。

別記第17号様式の2中「精神科又は神経科受診歴等」を「精神科受診歴等」に改め、同様式末尾欄外記載上の留意事項2の事項を次のように改める。

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条の4第2項入院」と記載すること。）。
なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

別記第17号様式の2末尾欄外記載上の留意事項中9の事項を10の事項とし、4の事項か

ら8の事項までを1事項ずつ繰り下げ、3の事項の次に次の1事項を加える。

4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含めること。

別記第17号様式の3中「精神科又は神経科受診歴等」を「精神科受診歴等」に改め、同様式末尾欄外記載上の留意事項2の事項を次のように改める。

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（第33条第2項の規定又は特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。）。

なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること（第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。）。

別記第17号様式の3末尾欄外記載上の留意事項中9の事項を10の事項とし、4の事項から8の事項までを1事項ずつ繰り下げ、3の事項の次に次の1事項を加える。

4 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含めること。

別記第17号様式の5末尾欄外記載上の留意事項1の事項中「その」を「、その」に改める。

別記第17号様式の6中「精神科又は神経科受診歴等」を「精神科受診歴等」に改め、同様式末尾欄外記載上の留意事項中8の事項を9の事項とし、3の事項から7の事項までを1事項ずつ繰り下げ、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含めること。

別記第17号様式の8中「精神科又は神経科受診歴等」を「精神科受診歴等」に改め、同様式末尾欄外記載上の留意事項2の事項を次のように改める。

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（第33条第2項の規定又は特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。）。

なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

別記第17号様式の8末尾欄外記載上の留意事項中12の事項を13の事項とし、5の事項から11の事項までを1事項ずつ繰り下げ、4の事項の次に次の1事項を加える。

5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含めること。

別記第17号様式の9中「精神科又は神経科受診歴等」を「精神科受診歴等」に改め、同

様式末尾欄外記載上の留意事項2の事項を次のように改める。

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（第33条第2項の規定又は特定医師の診察による入院を含む。その場合は、「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。）。

なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること（第33条第2項又は第33条第2項・第4項の規定による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。）。

別記第17号様式の9末尾欄外記載上の留意事項中10の事項を11の事項とし、5の事項から9の事項までを1事項ずつ繰り下げ、4の事項の次に次の1事項を加える。

5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含めること。

別記第18号様式（表）中「北海道知事

様」に改め、
「明
大
昭
平」
を削る。

別記第18号様式の2中
「明治
大正
昭和
平成」
を削る。

別記第26号様式中「精神科又は神経科受診歴等」を「精神科受診歴等」に改め、同様式末尾欄外記載上の留意事項中9の事項を10の事項とし、5の事項から8の事項までを1事項ずつ繰り下げ、4の事項の次に次の1事項を加える。

5 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含めること。

（北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

第82条 北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年北海道規則第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第7条の2第1項中「申込者告示書」を「申込者告知書」に改める。

別記第9号様式中
「明治 大正
昭和 平成」
を削る。

（北海道病院事業条例施行規則の一部改正）

第83条 北海道病院事業条例施行規則（昭和43年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「明治
大正 昭和 平成」を削る。

（北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正）

第84条 北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸（）」を「棚卸（）」に改める。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第9条の2第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第18条中「整理済」を「整理済み」に改める。

第30条第3号中「よりがたい」を「より難い」に改める。

第31条中「収納済」を「収納済み」に改める。

第37条第2項中「手続き」を「手続」に改める。

第40条第3項ただし書中「みずから」を「自らが」に改める。

第43条第3項中「手続き」を「手続」に改める。

第44条中「すみやかに」を「速やかに」に、「呈示して」を「提示して」に改め、同条ただし書中「呈示期間」を「提示期間」に改める。

第47条第1号中「よりがたい」を「より難い」に改める。

第50条第1項第1号中「呈示して」を「提示して」に改める。

第58条第1項中「手続き」を「手続」に改める。

第64条第1項中「みずから」を「自ら」に改める。

第66条第3項中「廃きする」を「廃棄する」に、「「廃き」を「「廃棄」に改める。

第68条第1項中「みずから」を「自ら」に改める。

第69条中「すみやかに」を「速やかに」に、「返れいして」を「返戻して」に改める。

第70条第1項及び第71条中「払込」を「払込み」に改める。

第75条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第77条第1項中「支払済」を「支払済み」に改める。

第78条第1項中「たる」を「である」に改める。

第83条中「よりがたい」を「より難い」に改める。

第85条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第95条中「すみやかに」を「速やかに」に、「呈示して」を「提示して」に改める。

第98条第1項中「呈示」を「提示」に改め、同条第2項中「呈示した」を「提示した」に改める。

第101条及び第104条第2項中「呈示」を「提示」に改める。

「第4章 物品及びたな卸資産」を「第4章 物品及び棚卸資産」に改める。

第108条の見出しを「（棚卸資産）」に改め、同条中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸経理」を「棚卸経理」に改める。

第109条第1項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第110条中「たな卸資産購入限度額」を「棚卸資産購入限度額」に改め、同条第1号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第111条及び第115条の2（見出しを含む。）中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

「第2節 たな卸」を「第2節 棚卸」に改める。

第116条中「つとめなければ」を「努めなければ」に改める。

第117条の見出しを「（実地棚卸）」に改め、同条第1項及び第2項中「実地たな卸」を「実地棚卸」に改め、同条第3項中「実地たな卸」を「実地棚卸」に、「たな卸表」を「棚卸表」に改める。

第118条の見出しを「（実地棚卸の立会）」に改め、同条中「実地たな卸」を「実地棚卸」に、「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第119条の見出し中「実地たな卸」を「実地棚卸」に改め、同条第1項中「実地たな卸」を「実地棚卸」に、「たな卸表」を「棚卸表」に改め、同条第2項中「実地たな卸」を「実地棚卸」に改める。

第120条の見出しを「（棚卸修正）」に改め、同条中「実地たな卸」を「実地棚卸」に、「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第123条第2項中「もっぱら」を「専ら」に改める。

第124条第3号中「供用替」を「供用替え」に改める。

第127条の見出し中「管理替」を「管理替え」に改め、同条中「管理替又は所属替」を「管理替え又は所属替え」に改める。

第128条の見出し中「管理替」を「管理替え」に改め、同条第1項中「管理替を」を「管理替えを」に、「物品管理替決議書」を「物品管理替え決議書」に、「管理替の」を「管理替えの」に改め、同条第2項中「管理替物品送付書を管理替先」を「管理替え物品送付書を管理替え先」に改め、同条第3項中「管理替物品送付書」を「管理替え物品送付書」に改め、同条第4項中「管理替物品領収書」を「管理替え物品領収書」に改める。

第129条の見出し中「所属替」を「所属替え」に改め、同条中「所属替しよう」を「所属替えしよう」に改める。

第130条の見出しを「（供用替え）」に改め、同条第1項中「物品供用替決議書」を「物品供用替え決議書」に改める。

第137条第2項中「管理替」を「管理替え」に改める。

第157条（見出しを含む。）中「分類替」を「分類替え」に改める。

第165条第1号及び第2号並びに第167条第1項各号中「所属替」を「所属替え」に改め

る。

第170条の見出し中「所属替」を「所属替え」に改め、同条中「所属替する」を「所属替える」に改める。

第171条（見出しを含む。）中「所属替」を「所属替え」に改める。

第172条の見出し中「管理替」を「管理替え」に改め、同条第1項中「管理替を」を「管理替えを」に、「管理替調書」を「管理替え調書」に改め、同条第2項中「管理替」を「管理替え」に改める。

第183条第1号中「たな卸し」を「棚卸」に、「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第185条第5号中「部局たな卸資産明細書」を「部局棚卸資産明細書」に改める。

第192条第1項第25号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、同項第29号中「所属替又は管理替」を「所属替え又は管理替え」に改める。

第211条中「みずから」を「自ら」に改める。

第214条第1項ただし書中「よりがたい」を「より難い」に改める。

別表第1の4の項中「あっては」を「あっては、」に改める。

別表第2収益の事項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、同表費用の事項中「たな卸資産減耗費」を「棚卸資産減耗費」に、「たな卸品」を「棚卸品」に改め、同表資産の事項中「たな卸品」を「棚卸品」に、「たな卸高」を「棚卸高」に改め、同表負債の事項中「あてる」を「充てる」に改める。

別表第6の1の事項中「所属替」を「所属替え」に、「管理替」を「管理替え」に、「分類替」を「分類替え」に、「区分替」を「区分替え」に改め、同表の2の事項中「所属替」を「所属替え」に改める。

別表第7収益的収入及び支出の事項中「たな卸資産減耗費」を「棚卸資産減耗費」に改める。

別記様式目次中「付替勘定通知書」を「付替え勘定通知書」に、「たな卸表」を「棚卸表」に、「物品管理（所属）替決議書」を「物品管理（所属）替え決議書」に、「管理（所属）替物品送付書」を「管理（所属）替え物品送付書」に、「管理（所属）替物品領収書」を「管理（所属）替え物品領収書」に、「物品供用替決議書（返納・受領）」を「物品供用替え決議書（返納・受領）」に、「管理替調書」を「管理替え調書」に改める。

第3号様式及び第9号様式から第11号様式の規定中「平成」を削る。

第20号様式中「付替勘定通知書」を「付替え勘定通知書」に改め、「平成」を削る。

第22号様式、第23号様式、第25号様式から第29号様式までの規定及び第31号様式から第37号様式までの規定中「平成」を削る。

第38号様式その1中「平成」を削り、「会計管理者 様」を「会計管理者 様」に改める。

第39号様式中「平成」を削り、「会計管理者 様」を「会計管理者 様」に改める。

第40号様式中「平成」を削る。

第40号様式の2中「平成」を削り、「会計管理者 様」を「会計管理者 様」に改める。

第41号様式から第43号様式までの規定中「平成」を削る。

第44号様式中「平成」を削り、「企業出納員 様」を「企業出納員 様」に改める。

第46号様式、第50号様式及び第51号様式中「平成」を削る。

第52号様式その1中「平成」を削り、「会計管理者 様」を「会計管理者 様」に改める。

第52号様式の2及び第53号様式中「平成」を削る。

第54号様式その1中「物品管理（所属）替決議書」を「物品管理（所属）替え決議書」に、「管理替 所属替」を「管理替え 所属替え」に改め、「平成」を削り、「管理（所属）替先」を「管理（所属）替え先」に、「管理（所属）替の」を「管理（所属）替えの」に改め、同様式その2中「管理（所属）替物品送付書」を「管理（所属）替え物品送付書」に改め、「平成」を削り、「管理替先」を「管理替え先」に、「管理替を」を「管理替えを」に、「管理替 所属替」を「管理替え 所属替え」に改め、同様式その3中「管理（所属）替物品領収書」を「管理（所属）替え物品領収書」に改め、「平成」を削る。

第57号様式中「物品供用替決議書」を「物品供用替え決議書」に、「供用替する」を「供用替えする」に改め、「平成」を削り、「供用替します」を「供用替えします」に改める。

第57号様式の2及び第58号様式中「平成」を削る。

第59号様式中「平成」を削り、「会計管理者 様」を「会計管理者 様」に改める。

第60号様式中「平成」を削る。

第61号様式中「平成」を削り、「会計管理者 様」を「会計管理者 様」に改める。

第65号様式中「管理替調書」を「管理替え調書」に、「管理替資産」を「管理替え資産」に改め、「平成」を削る。

第66号様式から第68号様式までの規定、第74号様式から第79号様式までの規定及び第82号様式から第88号様式までの規定中「平成」を削る。
（母体保護法施行細則の一部改正）

第85条 母体保護法施行細則（昭和27年北海道規則第229号）の一部を次のように改正する。

第13条中「つど」を「都度」に改める。

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第86条 児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市（以下「政令市」を「法第59条の4第1項に規定する指定都市及び中核市（以下「指定都市等」に改める。

第25条第2項中「政令市」を「指定都市等」に改める。

別記第1号様式の3中「平成」を削り、「政管」を「協会けんぽ」に、

「
申請者住所
本人との続柄
申請者氏名
年 月 日

を

「
郵便番号
申請者住所
本人との続柄
申請者氏名
連絡先電話番号
年 月 日
北海道知事 様

に改める。

別記第2号様式中「平成」を削る。

別記第3号様式中「平成」を削り、「北海道知事 様」を「北海道知事 様」

に、「公 布」を「交 付」
年月日 年月日 に改める。

別記第16号様式末尾欄外注1の事項中「※印欄は」を「※印欄は、」に、「下さい」を「ください」に改め、同注4の事項中「ついては」を「ついては、」に改める。

別記第16号様式の3末尾欄外注1の事項中「※印欄は」を「※印欄は、」に改める。

別記第17号様式の7から別記第17号様式の9までの規定中「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

別記第20号様式の3中「（ ）内」を「括弧内」に改める。

別記第20号様式の6中「（ ）内」を「括弧内」に、「主たる保育時間」を「主な保育時間」に改める。

別記第23号様式中「平成」を削る。

別記第32号様式中「平成」を削り、同様式備考3の事項中「アラビア数字」を「算用数字」に改める。

（未熟児の養育医療及び骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則の一部改正）

第87条 未熟児の養育医療及び骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則（昭和35年北海道規則第114号）の一部を次のように改正する。

第5条中「俱知安保健所、函館市の区域に居住する者にあつては渡島保健所。」を「、俱知安保健所」に改める。

別記様式中「未熟児の養育医療及び骨関節結核等児童の療育に関する費用の徴収規則」を「未熟児の養育医療及び骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則」に改める。
（母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正）

第88条 母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和42年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号。以下「改正政令」という。）」を削る。

第2条第1項第2号中「及び改正政令附則第4条第10項」を削る。

第3条第1項中「又は改正政令附則第4条第1項」を削り、同項第6号の表中特例児童扶養資金の項を削る。

第6条中「（改正政令附則第4条第10項において準用する場合を含む。）」を削る。

第9条第1項中「、生活資金又は特例児童扶養資金」を「又は生活資金」に、「、第4号、第5号若しくは第8号又は改正政令附則第4条第2項」を「から第5号まで又は第8号」に改める。

第11条第1項中「、生活資金又は特例児童扶養資金」を「又は生活資金」に改める。

第12条の2第1項中「又は改正政令附則第4条第5項」を削る。

第13条中「（改正政令附則第4条第10項において準用する場合を含む。）」を削る。

第14条第1項中「又は改正政令附則第4条第8項」を削り、同条第2項第3号を削る。

第15条第1項中「及び改正政令附則第4条第10項」を削る。

第18条中「若しくは改正政令附則第4条第6項」を削り、「、修業資金若しくは特例児童扶養資金」を「若しくは修業資金」に改める。

第19条中「（改正政令附則第4条第10項において準用する場合を含む。）」を削る。

第21条第1項第5号中「又は改正政令附則第4条第6項」を削る。

第22条の2中「（第2条第3項を除く。）」を削り、同条の表第6条の項中「（改正政令附則第4条第10項において準用する場合を含む。）」を削り、同表第9条第1項の項を次のように改める。

第9条第1項	政令第7条第3号から第5号まで又は第8号	政令第36条第3号から第5号まで又は第8号
--------	----------------------	-----------------------

第22条の2の表第11条第1項の項を削り、同表第12条の2の項中「第12条の2」を「第12条の2第1項」に改め、「又は改正政令附則第4条第5項」を削り、同表第13条の項中「（改正政令附則第4条第10項において準用する場合を含む。）」を削り、同表第14条第1項の項中「又は改正政令附則第4条第8項」を削り、同表第15条第1項の項中「及び改正政令附則第4条第10項」を削り、同表第18条の項を次のように改める。

第18条	政令第11条	政令第38条において準用する政令第11条
	政令第12条	政令第38条において準用する政令第12条（第2項第2号及び第3号を除く。）

第22条の2の表第19条の項中「（改正政令附則第4条第10項において準用する場合を含む。）」を削り、同表第21条第1項第5号の項中「又は改正政令附則第4条第6項」を削る。

別記第1号様式末尾欄外注3の事項中「・技能習得資金・修学資金・」を「・技能習得資金、修業資金又は」に改め、「又は特例児童扶養資金」を削り、同注6の事項中「・修業資金・就職支度資金・」を「・修業資金、就職支度資金若しくは」に改め、「若しくは特例児童扶養資金」を削る。

別記第4号様式の2及び別記第5号様式中「平成」を削る。

別記第7号様式その1中「年3パーセント」を「年1.5パーセント」に改め、同様式その2中「年5パーセント」を「無利子」に改める。

別記第19号様式中「（児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令附則第4条第6項）」を削る。

別記第20号様式中「平成」及び「及び児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令附則第4条第10項」を削る。

（母子福祉資金等の償還の免除に関する条例施行規則の一部改正）

第89条 母子福祉資金等の償還の免除に関する条例施行規則（昭和44年北海道規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に改める。

（母子保健法施行細則の一部改正）

第90条 母子保健法施行細則（昭和57年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又は別記第5号様式の医師の重症黄疸児特別養育医療意見書（重症黄疸の場合）」を削る。

第4条中「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第7条第1項中「第21条の2」を「第21条の4」に、「負担の決定」を「徴収」に改める。

別記第3号様式中「政管」を「協会けんぽ」に、「申請者住所」を「郵便番号申請者住所」に、

「申請者氏名」を「申請者氏名連絡先電話番号」に改め、同様式末尾欄外添付書類1の事項中「又は重症黄疸特別養育医療意見書」を削り、同添付書類3の事項中「源泉徴収書」を「源泉徴収票」に改める。

別記第4号様式中「平成」を削り、

症 状 の 概 要	一 般 状 況	体 温	最高()℃・最低()℃		出血傾向	有 無
		運 動	正常 異常に少なく死んだように眠っている。		けい 瘻 れん 攣	有 無
	呼 吸 器 系	チアノーゼ	持続している 断続している（間けつ期の皮膚の色は 1 正常 2 蒼白又は赤黒い） 無			
		呼吸数	毎分()回	呼吸数増加の傾向		有 無
		嘔 吐	有（1 血性 2 その他（ ））無			
	消 化 器 系	生後24時間以内の排尿		有無	生後24時間以内の排便	有無
		便 性 の 状	1 正常便 2 血性便 3 粘土様無胆汁便 4 その他（ ）			
		黄 疸	有（生後()時間に発生）		無	強 度
	その他の所見 (合併症の有無等)					
	必要とする医療	閉鎖式保育器の使用		要・不要	酸素吸入	要・不要
鼻 腔 栄 養		要・不要	注 射 そ の 他 の 治 療		要・不要	

を

症 状 の	1 一般状態	(1) 運動不安・けいれん (2) 運動異常
	2 体 温	(1) 摂氏34度以下
	3 呼 吸 器 系	(1) 強度のチアノーゼ持続 (2) チアノーゼ発作を繰り返す (3) 呼吸数が毎分50以上で増加傾向 (4) 毎分30以下

概 要		(5) 出血傾向が強い
	4 消 化 器	(1) 生後24時間以上排便がない (2) 生後48時間以上嘔吐が持続 (3) 血性吐物・血性便がある
	5 黄 疸	(1) あり（強・中・弱） (2) なし
	そ の 他 の 所 見 （合併症の有無等）	

に改め、「往診」を削る。

別記第5号様式を削る。

別記第6号様式中「平成」を削り、同様式を別記第5号様式とする。

（北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部改正）

第91条 北海道児童福祉施設費用徴収規則（昭和62年北海道規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「主たる」を「主な」に改める。

別表第2 D 5 の事項中「ときは41,200円」を「ときは、41,200円」に改め、同表 D 6 の事項から D 13 の事項までの規定中「超えるときは」を「超えるときは、」に改める。

第5章 経済部関係

（北海道商工業振興審議会条例施行規則の一部改正）

第92条 北海道商工業振興審議会条例施行規則（昭和38年北海道規則第131号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第5条第1項中「つど」を「都度」に改める。

第7条中「はかって」を「諮って」に改める。

（北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部改正）

第93条 北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「うえ」を「上」に改める。

別記第3号様式中「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

別記第4号様式中「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

（北海道地方卸売市場条例施行規則の一部改正）

第94条 北海道地方卸売市場条例施行規則（昭和46年北海道規則第115号）の一部を次のように改正する。

第3条の5第2項中「たる」を「である」に改める。

第12条中「はかって」を「諮って」に改める。

別記第1号様式及び別記第1号様式の2中「平成」を削る。

別記第2号様式中「平成」を削り、「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

別記第3号様式中「平成」を削る。

別記第4号様式中「平成」を削り、「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

別記第5号様式中「平成」を削る。

別記第6号様式及び別記第7号様式中「平成」を削り、「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

別記第8号様式中「平成」を削り、「（ ）内」を「括弧内」に、「（1）取扱高及び売上損益」を「4 卸売業務の状況（1）取扱高及び売上損益」に、「税込」を「税込み」に、「5 %」を「5 パーセント」に、「税 込」を「税 込 み」に、「毎」を「ごと」に、「次の書類」を「、次の書類」に改める。

（武器等製造法施行細則の一部改正）

第95条 武器等製造法施行細則（昭和28年北海道規則第184号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「、以下」を「。以下」に、「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

（水洗炭業に関する法律施行細則の一部改正）

第96条 水洗炭業に関する法律施行細則（昭和34年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「まっ消」を「抹消」に改める。

別記第2号様式中「平成」を削り、「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

（電気工事士法施行細則の一部改正）

第97条 電気工事士法施行細則（昭和36年北海道規則第41号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「平成」を削る。

（北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例施行規則の一部改正）

第98条 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例施行規則（平成12年北海道規則第264号）の一部を次のように改正する。

第2項第2号中「再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第1項」を「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「法」という。）第2条第4項」に改め、同項第3号中「1度使用され、若しくは使用されずに収集

され、若しくは廃棄された物品」を「使用済物品等（法第2条第1項に規定する使用済物品等をいう。）」に、「再生資源の利用の促進に関する法律第2条第1項」を「法第2条第2項」に改め、「（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」を削る。 （北海道砂利採取計画の認可に関する条例施行規則の一部改正） 第99条 北海道砂利採取計画の認可に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第88号）の一部を次のように改正する。 第3条第1項第2号及び第2項第1号中「掘さく」を「掘削」に改める。 別記第1号様式中「掘さく面積」を「掘削面積」に、「掘さく深」を「掘削深」に改める。 別記第3号様式中「掘さく、」を「掘削、」に、「掘さく又は」を「掘削又は」に、「掘さく（切土）面積」を「掘削（切土）面積」に、「最大掘さく深」を「最大掘削深」に、「掘さく工程」を「掘削工程」に、「掘さく時」を「掘削時」に、「掘さくに」を「掘削に」に、「掘さく跡地」を「掘削跡地」に改める。 （北海道労働審議会条例施行規則の一部改正） 第100条 北海道労働審議会条例施行規則（昭和28年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。 第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。 第3条並びに第6条第2項及び第4項中「たる」を「である」に改める。 第10条中「はかつて」を「諮って」に改める。 （父母のない児童の身元保証に関する条例施行規則の一部改正） 第101条 父母のない児童の身元保証に関する条例施行規則（昭和31年北海道規則第68号）の一部を次のように改正する。 第6条中「あつては」を「あつては、」に改める。 別記第3号様式中「平成」を削り、「下記」を「次」に改める。 別記第4号様式中「平成」を削る。 （北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部改正） 第102条 北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。 第2条第14号中「第1条第1項第6号」を「第1条の4第1項第6号」に改める。 第10条第1項中「あてる」を「充てる」に改める。 別記第2号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式中「平成」を削る。 （北海道障害者職業能力開発校運営規則の一部改正） 第103条 北海道障害者職業能力開発校運営規則（昭和40年北海道規則第34号）の一部を次のように改正する。 別記第1号様式中「平成」を削る。	別記第2号様式中「昭」及び「平成」を削る。 別記第3号様式及び別記第4号様式中「平成」を削る。 別記第6号様式中「平成」を削り、同様式末尾欄外記載上の注意事項中「（ ）内」を「括弧内」に改める。 （北海道職業訓練手当支給規則の一部改正） 第104条 北海道職業訓練手当支給規則（昭和41年北海道規則第107号）の一部を次のように改正する。 第3条第1項第15号中「第1条第1項第6号」を「第1条の4第1項第6号」に改める。 （北海道立高等技術専門学院運営規則の一部改正） 第105条 北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。 別記第4号様式中「平成」を削る。 別記第6号様式中「平成」を削り、同様式末尾欄外記載上の注意事項中「（ ）内」を「括弧内」に改める。 （北海道公害防止施設改善資金貸付規則の廃止） 第106条 北海道公害防止施設改善資金貸付規則（昭和45年北海道規則第86号）は、廃止する。 第6章 農政部関係 （北海道地方競馬運営委員会条例施行規則の一部改正） 第107条 北海道地方競馬運営委員会条例施行規則（昭和28年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。 第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。 第6条中「はかつて」を「諮って」に改める。 （北海道地方競馬事故補償規則の一部改正） 第108条 北海道地方競馬事故補償規則（昭和33年北海道規則第78号）の一部を次のように改正する。 第4条中「と殺された」を「とさつされた」に改める。 第9条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。 （北海道地方競馬実施条例施行規則の一部改正） 第109条 北海道地方競馬実施条例施行規則（昭和52年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。 第64条第3項中「けい留して」を「係留して」に改める。 別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「平成」を削る。 （北海道農産種苗配付規則の一部改正） 第110条 北海道農産種苗配付規則（昭和27年北海道規則第131号）の一部を次のように改正
---	--

する。

第2条第3号を削る。

第5条第1項中「原種配付数量」を「配付数量」に改め、「第2条第1号及び第2号の種苗（以下「道営生産種苗」という。）と第2条第3号の種苗（以下「補助原種は産種苗」という。）との別に」を削り、同条第2項中「原種配付数量」を「配付数量」に、「北海道種苗審議会に諮問する」を「関係機関と協議する」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「道営生産種苗」を「種苗」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

第10条第2項ただし書を削り、同条を第9条とする。

第11条第2項中「道営生産種苗」を「種苗」に改め、同条第3項を削り、同条を第10条とする。

第12条第2項中「第10条第2項」を「第9条第2項」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

別記第1号様式中「北海道知事様」を「北海道知事 様」に改め、「平成」を削る。

別記第2号様式中「原種配付
希望数量」を「種苗配付
希望数量」に改める。

別記第3号様式中「（第9条関係）」を「（第8条関係）」に、「原 種 配 付 成 績 報 告 書」を「種 苗 配 付 成 績 報 告 書」に、「北海道知事様」を「北海道知事 様」に改め、「平成」を削り、「第9条の」を「第8条の」に改める。

別記第4号様式中「（第10条関係）」を「（第9条関係）」に、「北海道知事様」を「北海道知事 様」に、「原種受配者団体（会社）名」を「種苗受配者団体（会社）名」に、「第10条第2項」を「第9条第2項」に改め、「平成」を削る。

別記第5号様式中「（第12条関係）」を「（第11条関係）」に、「北海道知事様」を「北海道知事 様」に、「要原種配
付数量」を「要種苗配
付数量」に改める。

別記第6号様式中「（第12条関係）」を「（第11条関係）」に、「北海道知事様」を「北海道知事 様」に改める。

（北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例施行規則の一部改正）

第111条 北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例施行規則（昭和27年北海道規則第162号）の一部を次のように改正する。

第9条、第10条、第17条の3第1項第1号及び第19条中「あつては」を「あつては、」に改める。

別記第1号様式中「に基づき」を「第3条の規定により」に改める。

別記第5号様式中「平成」を削り、「支庁長 様」を「支庁長 様」に改める。

別記第7号様式から別記第11号様式までの規定中「平成」を削る。

（主要農作物種子法施行細則及び家畜伝染病まん延防止規則の一部改正）

第112条 次に掲げる規則の規定中「平成」を削る。

（1）主要農作物種子法施行細則（昭和28年北海道規則第177号）別記第1号様式

（2）家畜伝染病まん延防止規則（昭和50年北海道規則第32号）別記第1号様式から別記第5号様式までの規定

（家畜改良増殖法施行細則の一部改正）

第113条 家畜改良増殖法施行細則（昭和26年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、以下」を「。以下」に、「のほか」を「ほか」に改める。

第12条第1号中「たる」を「である」に、「者。」を「者」に改め、同条第2号中「者。」を「者」に改める。

第13条を次のように改める。

（家畜人工授精用精液の採取回数）

第13条 法第12条ただし書の規定により、知事の定める家畜人工授精用精液の採取する回数は、次のとおりとする。

（1）牛 年20回

（2）馬 年15回

（3）めん羊 年30回

（4）山羊 年30回

（5）豚 年30回

第15条第1号中「合格見込」を「合格見込み」に、「もの。」を「もの」に改め、同条第2号ア中「合格見込」を「合格見込み」に、「もの。」を「もの」に改め、同号イを次のように改める。

イ 北海道種馬登録審査で85点以上を得たもの、次に掲げる体格標準中胸囲率を有するもの又はこれと同等のもの

（ア）重種 120以上

（イ）中間種 118以上

（ウ）北海道和種 115以上（体高が満5歳時に1.35メートルを超えないものに限る。）

（エ）軽種 115以上

第15条第3号ア中「もの。」を「もの」に改め、同号イ中「少くとも」を「少なくとも」に、「もの。」を「もの」に改め、同条第4号ア中「もの。」を「もの」に改め、同号イ中「少くとも」を「少なくとも」に、「もの。」を「もの」に改め、同条第5号ア中「もの。」を「もの」に改め、同号イ中「少くとも」を「少なくとも」に、「もの。」を

「もの」に改める。

第24条第1項中「、やむを得ない」を「やむを得ない」に改め、同条第2項中「写」を「写し」に改める。

別記第2号様式中「北海道知事様」を「北海道知事 様」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「平成」を削る。

別記第6号様式末尾欄外注2の事項中「（ ）」を「括弧」に改める。

別記第7号様式中「平成」を削る。

別記第8号様式中「北海道知事様」を「北海道知事 様」に改める。

（牧野法施行細則の一部改正）

第114条 牧野法施行細則（昭和26年北海道規則第113号）の一部を次のように改正する。

第4条中「同法」を「法」に改める。

第6条を次のように改める。

（設定及び変更の届出）

第6条 法第3条第5項の規定による市町村の牧野管理規程の設定及び同条第6項において準用する同条第5項の規定による市町村の牧野管理規程の変更の届出は別記第1号様式により、省令第9条に掲げる添付書類は別記第4号様式によらなければならない。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第11条及び第12条を次のように改める。

第11条及び第12条 削除

別記第1号様式その1中「牧野管理規程設定認可申請書」を「牧野管理規程設定届出書」に改め、「平成」を削り、「町村」を「町、村」に、「認可されるよう」を「同条第5項の規定により」に、「申請します」を「届け出ます」に改め、同様式その2中「牧野管理規程変更認可申請書」を「牧野管理規程変更届出書」に改め、「平成」を削り、「牧野法第3条第8項の規定により市（町村）牧野管理規程を変更したいから認可されるよう」を「市（町、村）牧野管理規程を変更したので牧野法第3条第6項において準用する同条第5項の規定により」に、「申請します」を「届け出ます」に改める。

別記第2号様式中「平成」を削る。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式 削除

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式 削除

別記第6号様式中「牧野法第13条第5項の規定により認可を受けた」を削り、「廃止したい」を「廃止します」に改める。

別記第7号様式中「平成」を削る。

別記第8号様式及び別記第9号様式を次のように改める。

別記第8号様式及び別記第9号様式 削除

別記第10号様式から別記第12号様式までの規定中「平成」を削る。

（家畜取引法施行細則の一部改正）

第115条 家畜取引法施行細則（昭和31年北海道規則第169号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（台帳の備付け）」に改め、同条中「記入し」を「記入しておかなければならない。この場合において」に改め、「なお」を削り、「置かなければ」を「おかなければ」に改める。

別記第1号様式（表）中「平成」を削る。

別記第2号様式中「平成」を削り、「（清算人）」を「清算人」に改め、同様式末尾欄外注1の事項中「たる」を「である」に改める。

別記第3号様式から第5号様式までの規定中「平成」を削る。

（動物用医薬品等取締規則施行細則の一部改正）

第116条 動物用医薬品等取締規則施行細則（昭和36年北海道規則第65号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

（家畜伝染病予防法施行細則の一部改正）

第117条 家畜伝染病予防法施行細則（昭和48年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。

第14条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第17条の見出し中「とさつ」を「と殺」に改める。

（獣医療法施行細則の一部改正）

第118条 獣医療法施行細則（平成5年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「あるのは」を「あるのは、」に改める。

別記第1号様式その1中「主たる対象」を「主な対象」に改め、同様式その2及びその3中「平成」を削る。

別記第2号様式中「平成」を削る。

（北海道立農業大学校管理規則の一部改正）

第119条 北海道立農業大学校管理規則（昭和49年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

第8条中「までに、」の次に「条例第5条第2項第1号に規定する入校検定料の額に相当する額面の北海道収入証紙をはり付けた」を加え、「及び入校検定料（条例第5条第2項第1号に規定する入校検定料の額に相当する額面の北海道収入証紙を入校願書にはり付けること。）」を削る。

第10条第1項中「入校料（）」を削り、「北海道収入証紙を」の次に「はり付けた」を加

え、「にはり付けること。）」を削る。

（北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部改正）

第120条 北海道中山間地域活性化資金利子補給規則（平成3年北海道規則第102号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）第18条の2第2項」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第11号」に改める。

別表備考1の事項中「主たる」を「主な」に改める。

（北海道農業改良資金等貸付規則の一部改正）

第121条 北海道農業改良資金等貸付規則（平成14年北海道規則第96号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式その1の4の(1)の事項末尾欄外注2の事項を次のように改める。

2 「農業収入」は、主要な作目別に記入し、加工・販売等も記入すること。

また、「経営規模」及び「生産量」の単位は、作付内容、生産・販売物に対応した単位を記入すること。

別記第2号様式その1の4の(4)の事項末尾欄外注を次のように改める。

注 各項目別に具体的な内容を記入すること。

なお、課題・問題点のない項目については、記入不要である。

別記第2号様式その2の4の(1)の事項末尾欄外注2の事項を次のように改める。

2 「収入」は、主要な作目別に記入し、加工・販売等も記入すること。

また、「経営規模」及び「生産量」の単位は、作付内容、生産・販売物に対応した単位を記入すること。

別記第2号様式その2の4の(4)の事項末尾欄外注を次のように改める。

注 各項目別に具体的な内容を記入すること。

なお、課題・問題点のない項目については、記入不要である。

別記第2号様式の2その1中「書ききれない」を「書き切れない」に改める。

別記第3号様式中「平成」を削る。

別記第5号様式中「若しくは」を「又は」に改める。

別記第6号様式中「平成」を削る。

別記第7号様式中「年12.25%」を「年12.25パーセント」に改める。

別記第10号様式及び別記第12号様式中「平成」を削る。

別記第14号様式中「とおり。」を「とおり」に改める。

別記第17号様式中「平成」を削る。

（農業災害補償法施行細則の一部改正）

第122条 農業災害補償法施行細則（昭和34年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号及び第3号中「写」を「写し」に改める。

第23条第1項中「やむをえない」を「やむを得ない」に改める。

（北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則の一部改正）

第123条 北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則（昭和49年北海道規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第5号から第8号までの規定中「主たる」を「主な」に改める。

（農地法施行細則の一部改正）

第124条 農地法施行細則（昭和45年北海道規則第137号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式3の事項末尾欄外注を次のように改める。

注 資金調達の方法が農業経営基盤強化資金ほか制度資金の借入れによる場合は、その資金名及び借入予定額を記載すること。

また、賃貸借契約の場合には、その他の欄に契約期間を記載すること。

別記第1号様式8の事項中「以下」を「次の事項」に改め、同様式（記載要領）2の事項中「寄付行為」を「寄附行為」に改め、同様式別紙2中「以下」を「次の事項」に改める。

別記第3号様式末尾欄外注3の事項中「一人」を「1人」に改める。

別記第5号様式末尾欄外注3の事項中「一人」を「1人」に改め、同注4の事項を次のように改める。

4 申請書及び2の(4)の実測図は、4部提出すること。ただし、申請者が2人を超える場合は、この超える人数に相当する数の申請書を加えること。

別記第6号様式2の事項末尾欄外注5の事項中「二つ」を「2つ」に改める。

別記第8号様式中「第25条の2第1項ただし書」を「第25条第1項ただし書」に改める。

別記第9号様式及び別記第10号様式中「基づき」を「より、」に改める。

別記第11号様式及び別記第12号様式中「基づき」を「より」に改める。

（北海道有補償財産の譲与に関する条例施行規則の一部改正）

第125条 北海道有補償財産の譲与に関する条例施行規則（昭和39年北海道規則第90号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第4条第1項中「もと」を「下」に改める。

別記第1号様式中「平成」を削る。

別記第2号様式中「もと」を「下」に改める。

別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中「平成」を削る。

（北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部改正）

第126条 北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則（昭和48年北海道規則第41号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。 別記第12号様式その2末尾欄外※1の事項及びその4末尾欄外※2の事項中「（ ）書き」を「括弧書き」に改める。 （国有家畜の無償貸付及び譲与等に関する規則等の廃止） 第127条 次に掲げる規則は、廃止する。 （1） 国有家畜の無償貸付及び譲与等に関する規則（昭和25年北海道規則第218号） （2） 北海道和種馬貸付規則（昭和27年北海道規則第79号） （3） 北海道種畜貸付規則（昭和32年北海道規則第53号） （4） 北海道肉用繁殖基礎雌牛貸付規則（昭和41年北海道規則第140号） 第7章 水産林務部関係 （水産業協同組合法施行細則の一部改正） 第128条 水産業協同組合法施行細則（昭和47年北海道規則第114号）の一部を次のように改正する。 第3条第2項中「つど」を「都度」に改める。 （北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正） 第129条 北海道沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年北海道規則第71号）の一部を次のように改正する。 第6条第1項及び第3項中「たる」を「である」に改める。 別記第5号様式中「北海道知事 氏 名 様」を「北海道知事 様」に改める。 （北海道漁港管理条例施行規則の一部改正） 第130条 北海道漁港管理条例施行規則（昭和32年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。 別記第1号様式その1中「平成」を削り、「増築」を「又は増築」に改める。 別記第5号様式、別記第5号様式の4及び別記第5号様式の5中「平成」を削る。 別記第6号様式中「平成」を削り、「支庁長 様」を「支庁長 様」に改める。 別記第10号様式中「年度」を「、年度」に改める。 （漁港漁場整備法施行細則の一部改正） 第131条 漁港漁場整備法施行細則（昭和48年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。 第9条及び第11条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。 別記第2号様式、別記第3号様式及び別記第5号様式中「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。 （北海道定置漁業経営状況報告規則の一部改正） 第132条 北海道定置漁業経営状況報告規則（昭和28年北海道規則第224号）の一部を次のように改正する。	別記様式（その1）中「平成」を削り、「北海道知事氏名様」を「北海道知事 様」に改め、同様式末尾欄外記載要領の備考中「二以上」を「2以上」に改める。 （北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部改正） 第133条 北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則（平成8年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。 第2条第1号中「さんま漁業」を「さんま棒受け網漁業」に、「第5条第9号」を「第5条第2号ケ」に改め、同条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、同条第11号中「第5条第14号」を「第5条第2号ソ」に改め、同条中同号を第12号とし、第10号を第11号とし、同条第9号中「第5条第1号」を「第5条第2号ア」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「第5条第17号」を「第5条第2号チ」に改め、同条中同号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「第5条第11号」を「第5条第2号シ」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第5条第5号」を「第5条第2号オ」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同条中同号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。 （2） さんま流し網漁業（漁業調整規則第5条第2号コに掲げる漁業をいう。以下同じ。） 「 さんま漁業 さんまを採捕する漁業 」 第4条第1項の表1の事項中 「 」 を
---	---

さんま棒受け網漁業
さんま流し網漁業
さんまを採捕する漁業

に改め、同表 2 の事項中「檜山支庁及び」を「檜山支庁

並びに北海道久遠・二海両郡界から二海・爾志両郡界に至る間及び」に改める。

別記様式その 1 中「さんま漁業」を「さんま棒受け網漁業を営む者、さんま流し網漁業」に、
「1：さんま漁業」を「1：さんま棒受け網漁業」に改め、同様式
2：さんまを採捕する漁業」を 2：さんま流し網漁業
3：さんまを採捕する漁業」

その 2 中「檜山支庁及び」を「檜山支庁並びに北海道久遠・二海両郡界から二海・爾志両郡界に至る間及び」に改め、同様式その 8 中「さんま漁業」を「さんま棒受け網漁業を営

む者、さんま流し網漁業」に、
「1：さんま漁業」を「1：さんま棒受け網漁業」に改め、同様式その 9 中「檜山支庁及び」を「檜山支庁並びに北海道久遠・二海両郡界から二海・爾志両郡界に至る間及び」に改める。

（漁船法施行細則の一部改正）

第134条 漁船法施行細則（昭和26年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「まっ消した」を「抹消した」に改める。

別記第 1 号様式から別記第 4 号様式までの規定中「平成」を削る。

（北海道漁業権免許申請規則の一部改正）

第135条 北海道漁業権免許申請規則（昭和59年北海道規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式から別記第 4 号様式までの規定中「北海道知事 様」を「北海道

知事 様」に改める。

（森林組合法施行細則の一部改正）

第136条 森林組合法施行細則（昭和54年北海道規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式、別記第 2 号様式から別記第 4 号様式までの規定、別記第 8 号様式、別記第10号様式及び別記第11号様式中「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

別記第14号様式注の事項中「、5 及び 6」を「から 6 まで」に改める。

別記第23号様式その 2（添付書類）の事項中10の事項を11の事項とし、6 の事項から 9 の事項までを 1 事項ずつ繰り下げ、5 の事項の次に次の 1 事項を加える。

6 事業計画書

別記第23号様式その 2 注の事項中「6 に」を「7 に」に、「9 及び10」を「10及び11」に改める。

（森林病虫害等防除法施行細則の一部改正）

第137条 森林病虫害等防除法施行細則（昭和25年北海道規則第277号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

（北海道林野火災出動報償金交付規則の一部改正）

第138条 北海道林野火災出動報償金交付規則（昭和34年北海道規則第24号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「平成」を削る。

（北海道分収造林指導規則の一部改正）

第139条 北海道分収造林指導規則（昭和34年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第 3 条第 3 項中「みずから」を「自ら」に改める。

第 4 条第 3 項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第 8 条第 1 項中「ととのわず」を「整わず」に改め、同条第 2 項中「みずから」を「自ら」に改める。

第10条第 1 項及び第13条第 1 項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第14条第 1 項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第 3 項中「まっ消する」を「抹消する」に改める。

第15条第 2 項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記第 2 号様式、別記第 4 号様式、別記第 5 号様式及び別記第 7 号様式中「平成」を削る。

（林業種苗法施行細則の一部改正）

第140条 林業種苗法施行細則（昭和46年北海道規則第7号）の一部を次のように改正する。
第2条を削る。

第3条中「別記第2号様式」を「別記第1号様式」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に、「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第4条とする。

別記第1号様式を削る。

別記第2号様式中「（第3条関係）」を「（第2条関係）」に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第3号様式中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第4号様式中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第5号様式中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同様式備考4の事項中「ついてはkg」を「あつてはキログラム」に改め、同様式を別記第4号様式とする。
（北海道有林野の産物売払規則の一部改正）

第141条 北海道有林野の産物売払規則（昭和36年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「たる」を「である」に、「合併後」を「、合併後」に改める。

（北海道有林野極印規則の一部改正）

第142条 北海道有林野極印規則（昭和38年北海道規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第8条の見出し中「まっ消」を「抹消」に改め、同条中「まっ消する」を「抹消する」に改める。

第8章 建設部関係

（港湾法施行細則の一部改正）

第143条 港湾法施行細則（昭和28年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「、以下」を「。以下」に改め、同条第3項中「地理調査所」を「国土地理院」に改める。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「北海道知事様」を「北海道知事様」に改める。

（北海道空港条例施行規則の一部改正）

第144条 北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「平成」を削り、「北海道知事様」を「北海道知事様」に改める。

別記第3号様式中「平成」を削る。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「平成」を削り、「北海道知事様」を「北海道知事様」に改める。

別記第5号様式の3中「平成」を削る。

別記第5号様式の4中「平成」及び「平成」を削る。

別記第11号様式及び別記第12号様式中「平成」を削り、「北海道知事様」を「北海道知事様」に改める。

（北海道道路管理規則の一部改正）

第145条 北海道道路管理規則（昭和58年北海道規則第79号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式末尾欄外記載要領7の事項中「（ ）書き」を「括弧書き」に、同記載要領8の事項中「（ ）内」を「括弧内」に改める。

別記第4号様式中「平成」を削る。

（河川法施行細則の一部改正）

第146条 河川法施行細則（昭和40年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項及び第6条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第7条の表中「毎年」を「、毎年」に改める。

別記第1号様式備考中「その」を「、その」に改める。

別記第6号様式（表面）中「。（裏面に続く）」を「（裏面に続く。）。」に改める。

（北海道沿岸水域の工事取締条例施行規則の一部改正）

第147条 北海道沿岸水域の工事取締条例施行規則（昭和24年北海道規則第189号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第4号様式の1、別記第4号様式の2及び別記第7号様式中「平成」を削る。

（地すべり等防止法施行細則の一部改正）

第148条 地すべり等防止法施行細則（昭和41年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、この場合」を「。この場合」に改める。

第8条中「むね」を「旨」に改める。

別記第1号様式から別記第7号様式までの規定中「平成」を削る。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正）

第149条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和45年北海道規則第54号）の一部を次のように改正する。

第6条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式まで及び別記第6号様式から別記第8号様式までの規定中「平成」を削る。

（海岸法施行細則の一部改正）

第150条 海岸法施行細則（昭和45年北海道規則第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「けい留する」を「係留する」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「掘さく」を「掘削」に改める。

第11条中「掘さく」を「掘削」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第12条中「掘さく」を「掘削」に改める。

別記第1号様式その2中「ついては6」を「ついては、6」に、「ついては変更の」を「ついては、変更前の」に、「掘さく」を「掘削」に、「あつては変更前」を「ついては、変更前」に、「ついては変更前」を「ついては、変更前」に改める。

別記第2号様式中「あつては」を「あつては、」に、「掘さく」を「掘削」に改める。

（公有水面埋立法施行細則の一部改正）

第151条 公有水面埋立法施行細則（昭和48年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式から別記第7号様式までの規定、別記第10号様式、別記第14号様式及び別記第15号様式中「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

（北海道海域管理規則の一部改正）

第152条 北海道海域管理規則（昭和55年北海道規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「たる」を「である」に改める。

別記第7号様式及び別記第9号様式中「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

（宅地造成等規制法施行細則の一部改正）

第153条 宅地造成等規制法施行細則（昭和39年北海道規則第130号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「あつては」を「あつては、」に改める。

第7条の2中「一」を「いずれか」に改める。

第8条第1項中「あたつて」を「当たつて」に改め、同条第2項中「工芸の一」を「各号に掲げる工芸のいずれか」に改める。

別表中「別表」を「別表（第8条関係）」に改める。

別記第1号様式その1（表面）及びその2（表面）中「平成」を削る。

別記第3号様式中「崖面」を「崖面」に、「下記」を「次」に改める。

別記第5号様式中「平成」及び「大昭」を削る。

別記第6号様式中「崖面」を「崖面」に改める。

別記第7号様式及び別記第8号様式中「平成」を削る。

（住宅地造成事業に関する法律施行細則の一部改正）

第154条 住宅地造成事業に関する法律施行細則（昭和41年北海道規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「交さし」を「交差し」に改める。

第8条第3号中「街渠」を「街渠」に改める。

第9条の見出し中「がけ面」を「崖面」に改め、同条各号列記以外の部分中「がけ面」を「崖面」に改め、同条第1号及び第2号中「がけ面の勾配」を「崖面の勾配」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第2条関係）」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第5条、第7条関係）」に改める。

別表第3を削る。

別記第1号様式中「平成」を削る。

別記第3号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第4号様式及び別記第6号様式から別記第8号様式までの規定中「平成」を削る。

（北海道都市計画審議会条例施行規則の一部改正）

第155条 北海道都市計画審議会条例施行規則（昭和44年北海道規則第59号）の一部を次のように改正する。

第4条中「はかつて」を「諮って」に改める。

（北海道都市計画公聴会規則の一部改正）

第156条 北海道都市計画公聴会規則（昭和44年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第7条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

（都市計画法施行細則の一部改正）

第157条 都市計画法施行細則（昭和45年北海道規則第82号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「下水管きょ」を「下水管渠」に改める。

別記第8号様式中「業務」を「、業務」に改める。

別記第8号様式の3及び別記第17号様式中「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

別記第18号様式中「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

（風致地区内建築等規制条例施行規則の一部改正）

第158条 風致地区内建築等規制条例施行規則（昭和45年北海道規則第77号）の一部を次の

ように改正する。

別表中「別表」を「別表（第3条関係）」に改める。

別記第5号様式中「平成」を削る。

（北海道土地区画整理組合資金貸付規則の一部改正）

第159条 北海道土地区画整理組合資金貸付規則（昭和39年北海道規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

別記第5号様式中「平成」を削る。

（北海道公共下水道条例施行規則の一部改正）

第160条 北海道公共下水道条例施行規則（昭和58年北海道規則第82号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「排水渠」を「排水渠」に改める。

第4条第2項第2号ウ中「管渠」を「管渠」に改め、同項第3号中「管渠」を「管渠」に、「勾配」を「勾配」に改める。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式から別記第8号様式までの規定中「北海道知事様」を「北海道知事様」に改める。

（北海道土地区画整理推進用地先行取得資金貸付規則の一部改正）

第161条 北海道土地区画整理推進用地先行取得資金貸付規則（平成9年北海道規則第111号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「建設大臣が大蔵大臣」を「国土交通大臣が財務大臣」に改める。

別記第3号様式中「（ ）書き」を「括弧書き」に改める。

別記第4号様式中「平成」を削る。

別記第7号様式末尾欄外（注）2の事項中「（ ）書き」を「括弧書き」に改める。

（宅地建物取引業法施行細則の一部改正）

第162条 宅地建物取引業法施行細則（昭和28年北海道規則第78号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「てい重」を「丁寧」に改める。

第11条（見出しを含む。）及び第12条の見出し中「取りもどし」を「取戻し」に改める。

第14条中「副本1通並びに事務所（本店（商人以外の者にあつては、主たる事務所）を除く。）の所在する支庁の所管区域（市の区域を含む。）の数と同一の数の写し」を「副本2通」に改める。

別記第4号様式中「平成」を削る。

別記第5号様式の2中「平成」を削り、「北海道知事様」を「北海道知事様」に改める。

「明
別記第6号様式中「平成」及び大昭」

別記第7号様式中「平成」を削る。

別記第10号様式から別記第12号様式までの規定中「平成」を削り、「北海道知事様」を「北海道知事様」に改める。

（建築基準法施行細則の一部改正）

第163条 建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第8条中「たる」を「である」に改める。

第18条の2第2項中「「法」を「、「法」に改める。

別記第11号様式中「平成」を削る。

（北海道住宅対策審議会条例施行規則の一部改正）

第164条 北海道住宅対策審議会条例施行規則（昭和28年北海道規則第72号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第6条」に、「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

専門部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

第8条中「はかつて」を「諮って」に改める。

（北海道営住宅条例施行規則の一部改正）

第165条 北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第13号中「規定する犯罪被害者等」の次に「（犯罪等により害を被った日から起算して5年を経過していない者に限る。）」を加える。

別表第1の2の表駐車場の部中

「

赤平市	94
-----	----

」を

「

赤平市	94
三笠市	42

」に改める。

別記第1号様式の2中

「

フリガナ氏名	本籍	生年月日
印		

」

印		
印		
印		
印		

を

フリガナ 氏 名	生 年 月 日
印	
印	
印	
印	
印	

に改め、

同様式末尾欄外注2の事項中「本籍及び」を削る。

別記第7号様式その1中「昭和・平成」を削る。

別記第33号様式の3中「手続き」を「手続」に改める。

別記第40号様式中「である」の次に「ことを証明します」を加える。

第9章 出納局関係

（北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部改正）

第166条 北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則（昭和35年北海道規則第100号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「北海道知事（部局長）様」を「北海道知事（部局長） 様」に改める。

別記第19号様式その1中「平成」を削る。

（北海道建設工事執行規則の一部改正）

第167条 北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

第16条、第18条第2項及び第19条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記建設工事請負標準契約書式第5条中「主たる」を「主な」に改め、同書式第14条第4項中「かし」を「瑕疵^{かし}」に改め、同書式第40条の見出しを「（瑕疵担保）」に改め、同条中「かし」を「瑕疵」に改める。

（北海道財務規則の一部改正）

第168条 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

目次及び第2条第8号中「たる」を「である」に改める。

第6条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第8条の2、第10条の2第1項、第11条の2第4項及び第12条中「たる」を「である」に改める。

第19条中「あたり」を「当たり」に改める。

第21条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「あたり」を「当たり」に改める。

第22条、第26条及び第36条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第49条第1項中「以下」を「第12章第2節を除き、以下」に改める。

第50条中「収納済」を「収納済み」に改める。

第51条第3号中「よりがたい」を「より難い」に改める。

第55条の2第2号中「仮調定済」を「仮調定済み」に改める。

第56条第2項中「つど」を「都度」に改める。

第73条及び第74条「収納済」を「収納済み」に改める。

第81条第1項第6号中「徴しがたい」を「徴し難い」に改め、同条第4項第2号中「委任状」を「委任状」に改める。

第116条第2項「支払済」を「支払済み」に改める。

第118条中「たる」を「である」に改める。

第121条第1項第4号中「きたす」を「来す」に改める。

第138条及び第140条第4号中「たる」を「である」に改める。

第141条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第143条第1項中「まって」を「待つて」に改める。

第167条第3項第7号中「かし担保責任」を「瑕疵担保責任^{かし}」に改める。

第173条の2第1項及び第173条の3中「第169条の4第2項」を「第169条の7第2項」に改める。

第176条第2項及び第177条第3項中「あたって」を「当たって」に改める。

第183条第1項中「たる」を「である」に改める。

第185条第3項及び第186条中「たる」を「である」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第187条（見出しを含む。）中「たる」を「である」に改める。

第203条の2第1項第5号を次のように改める。

(5) 本庁の所掌する事務に係る法第238条第1項第4号及び第6号から第8号までに掲げる財産のうち第二種普通財産（電信電話債券を除く。）当該事務を分掌することとされている部

第203条の2第1項第6号及び第2項第5号中「第205条の16ただし書」を「第205条の16第1項ただし書」に改める。

第203条の3第1項第2号中「もっぱら」を「専ら」に改める。

第203条の5第2項中「つど」を「都度」に改める。

第203条の8中「第205条の16ただし書」を「第205条の16第1項ただし書」に改める。

第203条の9第1項中「の引継」の次に、「（以下「所管換」という。）」を加える。

第204条の2第4項、第204条の13第1項及び第204条の16中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第205条の2及び第205条の3中「たる」を「である」に改める。

第205条の9（見出しを含む。）中「模様替」を「模様替え」に改める。

第205条の13第1項中「たる」を「である」に改める。

第205条の14第2項第1号中「評価調書」を「評価調書」に改める。

第205条の16第1項第1号中「取りこわし」を「取り壊し」に改める。

第205条の19第2項中「たる」を「である」に改める。

第206条第1項第5号中「取りこわし」を「取り壊し」に改める。

第206条の3の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「取りこわし」を「取り壊し」に改め、同項第1号及び第2号中「取りこわそう」を「取り壊そう」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「取りこわし」を「取り壊し」に改め、同条第2項中「取りこわし」を「取り壊し」に改め、同条第3項中「取りこわそう」を「取り壊そう」に、「取りこわし」を「取り壊し」に改め、同条第4項中「たる」を「である」に改める。

第206条の7第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第206条の8中「取りこわし」を「取り壊し」に改める。

「第5節 公有財産たる有価証券の出納」を「第5節 公有財産である有価証券の出納」に改める。

第207条の5中「たる」を「である」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第208条第3項中「あたって」を「当たって」に改める。

第208条の4第1項及び第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第211条中「たる」を「である」に改める。

第213条第4項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第5項及び第6項中「たる」を「である」に改める。

第214条から第217条までの規定、第219条、第220条、第223条、第224条及び第226条中「たる」を「である」に改める。

第227条第1項中「たる」を「である」に、「つど」を「都度」に改め、同条第2項及び第3項中「たる」を「である」に改める。

第228条中「たる」を「である」に改める。

第229条第2項第1号中「もっぱら」を「専ら」に改める。

第231条から第234条までの規定、第236条、第238条から第243条までの規定、第245条から第247条までの規定及び第248条中「たる」を「である」に改める。

第249条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第2項及び第3項中「たる」を「である」に改める。

第250条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に、同条第2項及び第3項中「たる」を「である」に改める。

第254条から第256条までの規定中「たる」を「である」に改める。

第265条第1項第4号中「第364条第1項」を「第364条」に改める。

第266条第2項中「たる」を「である」に改める。

第277条第1項ただし書中「この」を「、この」に改める。

第278条第1項第2号ア中「そこない」を「損ない」に改める。

第280条中「たる」を「である」に改める。

第289条第1項及び第290条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第291条第1項中「あたって」を「当たって」に改める。

第293条第2項中「たる」を「である」に改める。

第325条第2項中「あたって」を「当たって」に改める。

第330条第1号ただし書及び第331条第1号ただし書中「得がたい」を「得難い」に改める。

第334条第1項中「提出しがたい」を「提出し難い」に改める。

第340条、第345条、第346条第1項第1号及び第351条第3号中「たる」を「である」に改める。

第354条第4項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第362条第1項中「たる」を「である」に改める。

第367条中「よりがたい」を「より難い」に改める。

附則第7項を削る。

別表第4備考2の事項中「支出負担行為済」を「支出負担行為済み」に改める。

別表第7中「溝きょ」を「溝渠」に改める。

第1号様式、第2号様式及び第4号様式から第10号様式までの規定中「平成」を削る。

第11号様式中「歳入予算繰越科目別明細書（控）」を「歳入予算繰越科目別明細書（控え）」に、「歳出予算繰越科目別明細書（控）」を「歳出予算繰越科目別明細書（控え）」に改める。

第12号様式、第13号様式、第17号様式から第19号様式までの規定及び第21号様式中「平成」を削る。

第23号様式その2中「北海道会計管理者 様」を「北海道会計管理者 様」に改める。

第25号様式中「平成」を削る。

第30号様式中「平成」を削り、「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

第31号様式及び第32号様式中「北海道会計管理者 様」を「北海道会計管理者 様」に改める。

第33号様式その1中「平成」を削り、同様式その1末尾欄外注1の事項中「「前渡資金返納決定書」を「、「前渡資金返納決定書」に改め、同様式その4中「平成」を削る。

第34号様式その2及び第36号様式中「平成」を削る。

第38号様式その1中「平成」を削る。

第39号様式その2中「単位千円」を「（単位：千円）」に改める。

第40号様式中「財政課長 様」を「財政課長 様」に改める。

第41号様式その1中「平成」を削り、同様式その2中「平成」を削り、「歳入歳出外現金等取扱員 様」を「歳入歳出外現金等取扱員 様」に改める。

第42号様式中「平成」を削る。

第44号様式末尾欄外注3の事項中「歳入科目」を「、歳入科目」に改める。

第46号様式、第49号様式及び第50号様式中「平成」を削る。

第51号様式末尾欄外注3の事項中「（ ）内」を「括弧内」に改める。

第52号様式及び第53号様式中「平成」を削る。

第54号様式中「平成」を削り、「物品管理者 様」を「物品管理者 様」に改める。

第55号様式、第56号様式及び第58号様式から第61号様式までの規定中「平成」を削る。

第64号様式中「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に改める。

第67号様式及び第69号様式中「平成」を削る。

第75号様式中「北海道会計管理者 様」を「北海道会計管理者 様」に改める。

第76号様式及び第77号様式中「平成」を削る。

第78号様式中「平成」を削り、「北海道知事（部局長） 様」を「北海道知事（部局長） 様」に改める。

第80号様式中「平成」を削る。

第81号様式中「平成」を削り、「（部局長） 様」を「（部局長） 様」に改める。

第91号様式及び第99号様式から第101号様式までの規定中「平成」を削る。

（北海道補助金等交付規則の一部改正）

第169条 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項、第5条第1項第4号、第6条、第13条第1項及び第14条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

（北海道収入証紙条例施行規則の一部改正）

第170条 北海道収入証紙条例施行規則（昭和34年北海道規則第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第14条、第15条第2項及び第20条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記第2号様式及び別記第4号様式から別記第13号様式までの規定中「平成」を削る。

第10章 公安委員会関係

（違法駐車車両の移動等を行った場合に運転者等又は使用者等が納付すべき金額を定める規則の一部改正）

第171条 違法駐車車両の移動等を行った場合に運転者等又は使用者等が納付すべき金額を定める規則（昭和60年北海道規則第55号）の一部を次のように改正する。

「第51条第18項」を「第51条第16項」に改め、第1号中「第6項又は第8項」を「第3項又は第5項」に改め、第2号中「第51条第9項」を「第51条第6項」に改める。

第11章 労働委員会関係

（北海道労働委員会事務局の組織に関する規則の一部改正）

第172条 北海道労働委員会事務局の組織に関する規則（昭和41年北海道規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、

この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。 3この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。 (北海道消費生活協同組合資金貸付規則の廃止に伴う経過措置) 4この規則の施行の際現に第42条の規定による廃止前の北海道消費生活協同組合資金貸付規則の規定に基づき貸し付けられた資金を償還しなければならないこととされている者に係る貸し付けられた資金については、なお従前の例による。 (母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置) 5この規則の施行の際現に児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号）附則第4条第1項の規定に基づき貸し付けられた資金を償還しなければならないこととされている者に係る貸し付けられた資金については、なお従前の例による。 (北海道公害防止施設改善資金貸付規則の廃止に伴う経過措置) 6この規則の施行の際現に第106条の規定による廃止前の北海道公害防止施設改善資金貸付規則の規定に基づき貸し付けられた資金を償還しなければならないこととされている者に係る貸し付けられた資金については、なお従前の例による。 (国有家畜の無償貸付及び譲与等に関する規則の廃止に伴う経過措置) 7この規則の施行の際現に第127条の規定による廃止前の国有家畜の無償貸付及び譲与等に関する規則の規定に基づき貸付されている国有家畜については、なお従前の例による。 (北海道和種馬貸付規則の廃止に伴う経過措置) 8この規則の施行の際現に第127条の規定による廃止前の北海道和種馬貸付規則の規定に基づき貸付されている和種馬については、なお従前の例による。 (北海道種畜貸付規則の廃止に伴う経過措置) 9この規則の施行の際現に第127条の規定による廃止前の北海道種畜貸付規則の規定に基づき貸付されている種畜については、なお従前の例による。 (北海道肉用繁殖基礎雌牛貸付規則の廃止に伴う経過措置) 10この規則の施行の際現に第127条の規定による廃止前の北海道肉用繁殖基礎雌牛貸付規則の規定に基づき貸付されている雌牛については、なお従前の例による。 (支庁長事務委任規則の一部改正) 11支庁長事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。 農政部の項11の事項から15の事項までを次のように改める。 11から15まで 削除 (北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)	12 北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年北海道規則第69号）の一部を次のように改正する。 別表第3及び別表第4 中国有家畜の無償貸付及び譲与等に関する規則の項及び北海道肉用繁殖基礎雌牛貸付規則の項を削る。	訓令	
		北海道訓令第3号 本 庁 出 先 機 関 北海道訓令の整備に関する訓令を次のように定める。 平成22年3月24日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道訓令の整備に関する訓令	
		目次 第1章 総務部関係（第1条－第16条） 第2章 総合政策部関係（第17条－第19条） 第3章 保健福祉部関係（第20条） 第4章 経済部関係（第21条・第22条） 第5章 農政部関係（第23条・第24条） 第6章 水産林務部関係（第25条－第27条） 第7章 建設部関係（第28条・第29条） 附則 第1章 総務部関係 (北海道自家用電気工作物保安規程の一部改正) 第1条 北海道自家用電気工作物保安規程（昭和42年北海道訓令第20号）の一部を次のように改正する。 第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。 第14条中「すみやかに」を「速やかに」に、「うえ」を「上」に改める。 第18条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。 (北海道庁用自動車管理規程の一部改正) 第2条 北海道庁用自動車管理規程（昭和43年北海道訓令第24号）の一部を次のように改正する。 第7条第3項中「よりがたい」を「より難い」に改める。 第10条第2項中「たる」を「である」に改める。	

別記第4号様式（表）中「北海道総務部長」を「総務部長」に改める。

（北海道職員旅費支給規程の一部改正）

第3条 北海道職員旅費支給規程（昭和28年北海道訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、以下」を「。以下」に改める。

（北海道職員表彰規程の一部改正）

第4条 北海道職員表彰規程（昭和29年北海道訓令第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は」を「、又は」に、「者。」を「者」に改め、同条第2号から第5号までの規定中「者。」を「者」に改める。

第4条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第6条中「日附」を「日付」に改める。

（北海道事務決裁規程の一部改正）

第5条 北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第15条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別表第2の総務部総務課の事項第3項の部次長及び局長専決事項の欄第1号中「引継」を「引継ぎ」に改め、同表の農政部農業経営局農業支援課の事項第1項の部次長及び局長専決事項の欄第2号中「ととのわない」を「整わない」に改める。

別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項第5項第25号中「きく」を「聴く」に改め、同事項第6項中「まっ消登記」を「抹消登記」に改め、同事項第26項第6号中「取引き」を「取引」に改め、同表の土木現業所の事項第1項第1号中「所管換」を「所管換え」に改め、同項第8号中「所管換及び引継」を「所管換え及び引継ぎ」に改め、同事項第9項第1号中「聞く」を「聴く」に改める。

別表第6の森づくりセンター所長の決裁事項の項中「あつては」を「あつては、」に改める。

（北海道職員服務規程の一部改正）

第6条 北海道職員服務規程（昭和41年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第8条、第10条、第11条及び第15条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記第3号様式及び別記第8号様式中「平成」を削る。

（北海道当直規程及び北海道職員の勤務時間に関する規程の一部改正）

第7条 次に掲げる訓令の規定中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

(1) 北海道当直規程（昭和41年北海道訓令第7号）第1条

(2) 北海道職員の勤務時間に関する規程（昭和55年北海道訓令第1号）第1条

（北海道職員被服貸付規程の一部改正）

第8条 北海道職員被服貸付規程（昭和41年北海道訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中「つど」を「都度」に改める。

第7条第1項及び第8条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記第1号様式中「平成」を削る。

（職員賞罰及び賠償審査委員会規程の一部改正）

第9条 職員賞罰及び賠償審査委員会規程（昭和41年北海道訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第6条中「聞く」を「聴く」に改める。

（表彰者選考委員会規程の一部改正）

第10条 表彰者選考委員会規程（昭和44年北海道訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「はかつて」を「諮って」に改める。

（北海道職員失業者退職手当支給規程の一部改正）

第11条 北海道職員失業者退職手当支給規程（昭和50年北海道訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「もと」を「元」に改める。

別記第1号様式末尾欄外失業者の退職手当受給資格票記載上の注意事項中「主たる」を「主な」に、「6月」を「、6月」に改める。

別記第5号様式（表面）中「平成」を削る。

別記第6号様式（表面）中 「明治
大正 及び「平成」を削る。
昭和」

別記第8号様式（表面）及び別記第9号様式中「平成」を削る。

（北海道公印規程の一部改正）

第12条 北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「届けます」を「届け出ます」に改める。

（法規審査委員会規程及び損害賠償委員会規程の一部改正）

第13条 次に掲げる訓令の規定中「きく」を「聴く」に改める。

(1) 法規審査委員会規程（昭和51年北海道訓令第12号）第5条

(2) 損害賠償委員会規程（昭和55年北海道訓令第10号）第5条

（北海道文書管理規程の一部改正）

第14条 北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式注1の事項中「あつては」を「あつては、」に改める。

別記第14号様式及び別記第15号様式中「平成」を削る。

（北海道消防関係職員服制の一部改正）

第15条 北海道消防関係職員服制（昭和40年北海道訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。 第4条第2項中「もっぱら」を「専ら」に、「胸章のほかに」を「、」に改め、「ヘリコプターに搭乗し消防業務に従事する者にあつては隊員章を」を削る。 別表第1から別表第3までの規定中「とおり。」を「とおり」に改める。 (北海道職員就業規則による懲戒の免除に関する規程の廃止) 第16条 北海道職員就業規則による懲戒の免除に関する規程(昭和27年北海道訓令第32号)は、廃止する。 第2章 総合政策部関係 (北海道共同研究規程及び北海道職員の勤務発明等に関する規程の一部改正) 第17条 次に掲げる訓令の規定中「主たる」を「主要な」に改める。 (1) 北海道共同研究規程(昭和60年北海道訓令第24号)第4条、第6条第2項、第8条第5項、第13条第4項及び第16条第4項 (2) 北海道職員の勤務発明等に関する規程(昭和60年北海道訓令第25号)第4条第2項、第5条第6項及び第7項、第9条第6項並びに第11条第3項 (北海道総合行政情報ネットワーク通信取扱規程の一部改正) 第18条 北海道総合行政情報ネットワーク通信取扱規程(平成8年北海道訓令第1号)の一部を次のように改正する。 別記第1号様式及び別記第2号様式中「平成」を削る。 (市町村長ヲシテ本籍人ノ犯罪人名簿ヲ整備シ及転籍者ニ関スル通知ヲ為サシムル件等の廃止) 第19条 次に掲げる訓令は、廃止する。 (1) 市町村長ヲシテ本籍人ノ犯罪人名簿ヲ整備シ及転籍者ニ関スル通知ヲ為サシムル件(大正6年北海道訓令第29号) (2) 入寄留者犯罪人名簿整備ノ件(昭和2年北海道訓令第12号) (3) 本籍人、入寄留者ニ付禁治産者及破産者名簿整備ノ件(昭和2年北海道訓令第13号) 第3章 保健福祉部関係 (北海道診療車運営規程の一部改正) 第20条 北海道診療車運営規程(昭和28年北海道訓令第42号)の一部を次のように改正する。 第4条第3項中「あたって」を「当たって」に改める。 第4章 経済部関係 (北海道労働金庫検査規程の一部改正) 第21条 北海道労働金庫検査規程(昭和29年北海道訓令第26号)の一部を次のように改正する。 第1条第1項中「は握し」を「把握し」に改める。 第7条並びに第8条第1項及び第2項中「あたり」を「当たり」に改める。	第11条から第14条までの規定中「あたって」を「当たって」に改める。 別記第1号様式中「平成」を削る。 (中小企業労働相談所運営規程の一部改正) 第22条 中小企業労働相談所運営規程(昭和43年北海道訓令第18号)の一部を次のように改正する。 第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。 第3条第2項第2号中「釧山保安監督部、釧山保安監督部釧山保安監督署」を「産業保安監督部、産業保安監督部釧路産業保安監督署」に改める。 第5章 農政部関係 (家畜人工授精師修業試験委員会規程の一部改正) 第23条 家畜人工授精師修業試験委員会規程(昭和42年北海道訓令第3号)の一部を次のように改正する。 第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。 第6条中「はかつて」を「諮って」に改める。 (北海道土地改良区等検査規程の一部改正) 第24条 北海道土地改良区等検査規程(昭和41年北海道訓令第21号)の一部を次のように改正する。 第1条中「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。 第6章 水産林務部関係 (漁業取締船管理規程の一部改正) 第25条 漁業取締船管理規程(平成2年北海道訓令第3号)の一部を次のように改正する。 第3条(見出しを含む。)中「定けい港」を「定係港」に改める。 第5条第2項中「司^{ちゆう}厨部」を「司厨部」に、「司^{ちゆう}厨長」を「司厨長」に改める。 第9条の見出しを「(司厨部)」に改め、同条中「司^{ちゆう}厨部」を「司厨部」に改め、同条第2号中「司厨」を「厨」に改める。 第16条第1項中「定けい港」を「定係港」に改める。 (北海道有林野産物実査規程の一部改正) 第26条 北海道有林野産物実査規程(昭和33年北海道訓令第10号)の一部を次のように改正する。 第1条中「定が」を「定めが」に改める。 (北海道有林野の整備及び管理に関する規程の一部改正) 第27条 北海道有林野の整備及び管理に関する規程(平成14年北海道訓令第17号)の一部を次のように改正する。 第5条第1項中「、5年ごとに、基本計画を策定する年度の翌年度の4月1日以降10年を1期として」を削る。
---	---

第8条第1項中「つき、5年ごとに、その計画を策定する年度の翌年度の4月1日以降10年を1期とする整備管理計画」を「係る道有林野の整備及び管理に関する計画」に改める。

第9条の2の見出し中「進捗^{ちよく}状況」を「進ちよく状況」に改め、同条中「進捗状況」を「進ちよく状況」に改める。

第9条の3（見出しを含む。）中「進捗状況」を「進ちよく状況」に改める。

第12条及び第13条中「、5年ごとに、」を削る。

第7章 建設部関係

（競争入札参加者審査委員会規程の一部改正）

第28条 競争入札参加者審査委員会規程（昭和48年北海道訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「きく」を「聴く」に改める。

第8条中「はかって」を「諮って」に改める。

（北海道土木機械管理規程の廃止）

第29条 北海道土木機械管理規程（昭和36年北海道訓令第14号）は、廃止する。

附 則

1 この訓令は、平成22年3月24日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の訓令の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。